

2024年度事業報告

社会福祉法人 宏量福祉会

1. 庶務報告

1) 2024年度第1回理事会

2024年6月6日

議 案

- ① 2023年度第2次補正予算
- ② 2023年度事業報告
- ③ 2023年度収支決算報告
- ④ 外部監査報告、監事監査報告
- ⑤ 評議員会の開催をについて
- ⑥ 社会福祉充実計画変更について
- ⑦ その他・報告事項
京都市監査
第三者委員会
理事長職務執行状況報告

2) 2024年度第1回評議員会

2024年6月21日

議 案

- ① 2023年度第2次補正予算
- ② 2023年度事業報告
- ③ 2023年度収支決算報告
- ④ 外部監査報告、監事監査報告
- ⑤ 社会福祉充実計画変更について
- ⑥ その他・報告事項
京都市監査
第三者委員会
理事長職務執行状況報告

3) 2024年度第2回理事会

2024年9月5日

議 案

- ① 経理規程の変更について

4) 2024年度第3回理事会

2025年3月19日

議 案

- ① 2024年度補正予算
- ② 2025年度事業計画
- ③ 2025年度収支予算
- ④ 児童自立生活援助事業所Ⅱ型（こぎく）開所について
（定款変更、管理規定その他規程の整備）
- ⑤ 決議の省略により評議員会の開催について
- ⑥ 経理規程変更について
- ⑦ 野菊荘就業規則変更、児童館賃金規則変更について
- ⑧ 育児休業規程変更について（野菊荘、児童館）
- ⑨ 野菊荘改修工事指名競争入札業者の選定について
- ⑩ その他・報告事項

5) 2024年度第2回評議員会

2025年3月27日

議 案

- ① 定款の変更について

事業報告

① 社会福祉を取り巻く環境

2024 年 4 月に(1)児童福祉法の改正、(2)DV防止法改正、(3)女性支援新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）が行われたことを受けて、新たな法律に対応した取り組みを行った。

- (1) 児童福祉法の改正では、京都市が新たに取り組んだ「親子支援事業」での特定妊婦の受け入れ支援と要保護児童対策地域協議会ケースへの支援に取り組んだ。また国が新たに認可した社会的養護児童自立支援事業Ⅱ型の2025年4月開設に向けての準備に取り組んだ。
- (2) DV防止法の改正では、保護命令の強化が行われ、適用期間が6ヶ月から1年に延長され、心理的DVも保護命令の対象とされた。DVセンターにおける保護命令の申立件数は急増したが、心理的DVを主訴とした保護命令の申し立ては無かった。
- (3) 女性支援新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）を受け、2024 年 7 月に京都市女性のための相談支援センター（みんと）の運営を京都市より受託した。女性支援は対応幅が広く、支援制度が少ないため、様々なニーズに対してどこまで、どのように支援するか、暗中模索の中でのスタートとなっている。

② 重点取り組み事項

- (1) 関係法令の改正の趣旨を理解し対応した支援に取り組んだ
- (2) 野菊荘改修工事設計をCN-JAPAN と契約し、基本設計を終えることが出来た。2025 年度に指名競争入札を実施し、工事を行う予定である
- (3) インクルーシブ・ケアシステムの確立 に向けて、新たに開設した「みんと」とも連携し単身女性の一時保護や、親子支援事業による特定妊婦の受け入れ支援を行った。アフターケアの充実のため児童自立生活援助事業所Ⅱ型（こぎく）の開所準備に取り組んだ。
- (4) 常磐野児童館と野菊荘が第三者評価を受診した。山ノ内児童館の指定管理申請を行い 5 年間の指定管理を受けた。

③ 取り組み事業

- (1) 毎月、法人報告会を実施し、各事業所間の情報交換を行い連携強化に努めた。
- (2) 法人報告会において、各事業氏の取り組み報告と共に、法人として月ごとの重点取り組み事項を決め、各事業所において取り組みを実施した。
- (3) 外部監査を導入実施し、会計処理の適正化と透明性の確保に努めた。
- (4) 事業報告と財務諸表を法人ホームページ・全国社会福祉法人経営者協議会ホームページに掲載し公表すると共に、施設ロビーで閲覧出来るようにし、事業及び会計の情報開示に努めた。

宏 量 福 祉 会 要 覧

沿 革	昭和17年 3月	平安寮 落成開寮（恩賜財団軍人援護会） 授産施設 保育室併設
	同日	社会事業法届出
	終 戦 後	同胞援護会経営
	昭和25年10月	京都府に移管 名称を平安母子寮、平安保育所と改める
	昭和34年 7月	財団法人京都民生会に委譲 山ノ内母子寮、山ノ内保育所と名称変更
	昭和34年 7月	山ノ内診療所併設
	昭和44年 3月	山ノ内学童保育所を開設
	昭和55年 1月	社会福祉法人宏量福祉会設立認可 社会福祉法人の認可
		山ノ内母子寮の経営を宏量福祉会に移管
	昭和56年 3月	山ノ内母子寮（野菊荘）全面改築 （緊急一時保護3室を設ける）
	昭和59年10月	山ノ内児童館の運営受託（京都市指定管理） （山ノ内学童保育所を山ノ内児童館に変更）
	平成10年 4月	改正児童福祉法の施行 施設名称を野菊荘と改める
	平成12年11月	児童虐待の防止等に関する法律の施行 野菊荘内外装リフレッシュ工事
	平成13年10月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行
	平成17年 4月	一時保護事業シェルターみやこ 開設
	平成23年 3月	ひだまり・ホット・みやこ 開設（京都市委託） （京都市子育て支援活動いきいきセンターつどいの広場）
	平成23年 4月	常磐野児童館の運営受託（指定管理） 京都市 DV 相談支援センター 運営受託
	平成23年10月	京都市 DV 相談支援センター開所
	平成26年 4月	外部監査制度導入
	平成26年 6月	野菊荘耐震補強及び大規模改修工事
	平成27年 5月	地域支援事業・ひとり親家庭サポートセンターこもれば 開始 （ワライバ・タノシメシ・中高生学習会・食材提供）
	平成28年 4月	こもれば拡大（小学3年～6年の学習会・小学4年～6年学童保育開始）
	平成29年 1月	野菊荘 Wi-Fi 設置
	令和 3年 8月	ステップハウスみやこ開設
	令和 5年 5月	土地購入と境界フェンスの設置、子どもの遊び場と通用門整備
	令和 6年 7月	京都市女性のための相談支援センター みんなと 運営受託
	令和 7年 4月	児童自立生活援助事業所Ⅱ型 こぎく 開設

法人の使命 この社会福祉法人は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる。その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に、提供されるように援助する事を目的として、その達成に邁進する。

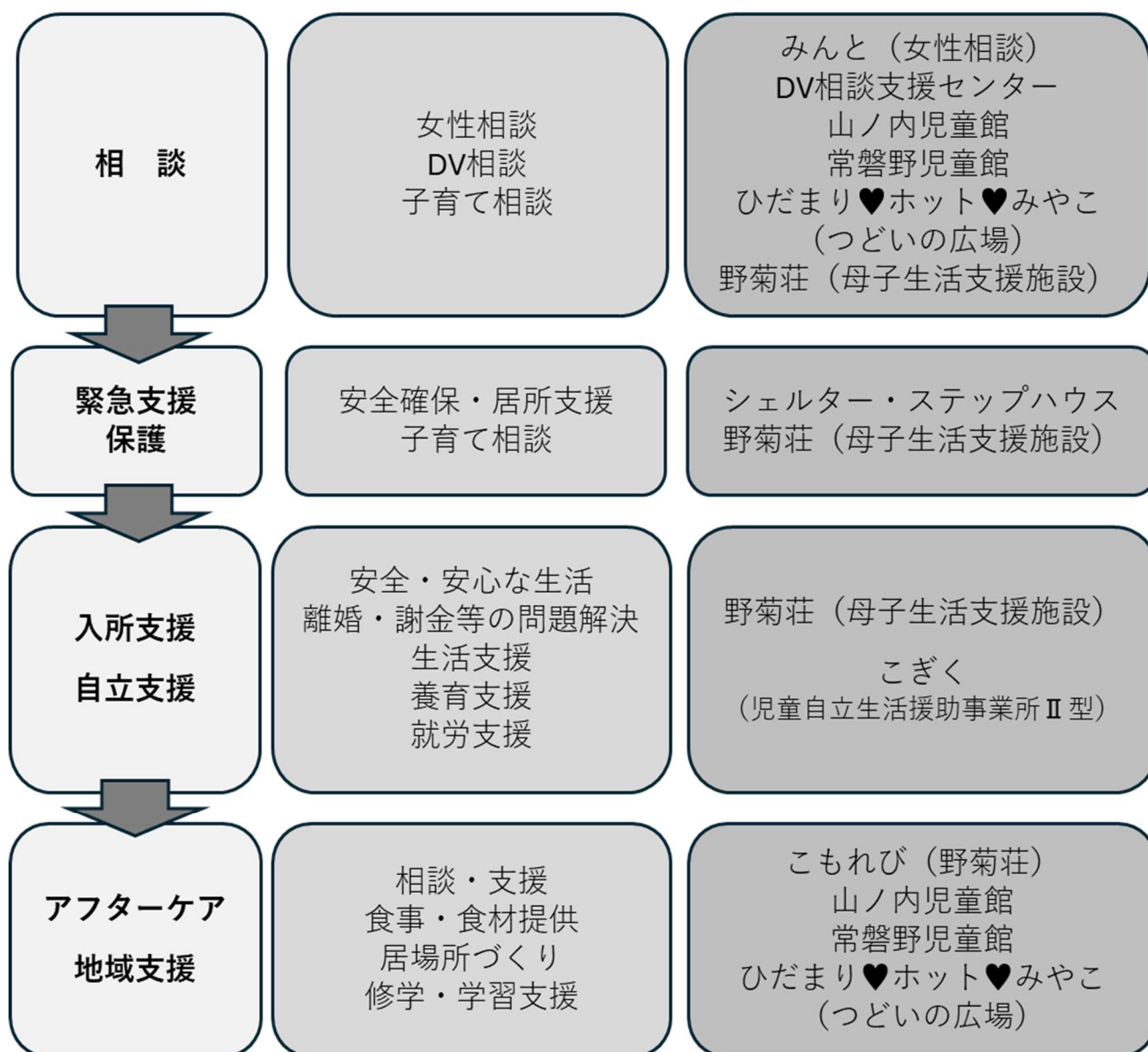
基本方針

- ・人権侵害や権利侵害の無い社会づくりを目指します。
- ・すべての子どもへの良質な生育環境を保障し、子どもを大切にする社会づくりを目指します。
- ・出産・子育て・就労の希望がかなう社会づくりを目指します。
- ・仕事と家庭の両立支援で、充実した生活が出来る社会づくりを目指します。

- 事業内容
- ・宏量福祉会設置、運営（厚生労働省認可）
 - ・野菊荘（母子生活支援施設）
 - みんと（女性のための相談支援センター） 京都市委託事業
 - 京都市配偶者暴力相談支援センター 京都市委託事業
 - シェルターみやこ ステップハウスみやこ（民間シェルター） 法人独自事業
 - こもれば（サポートを必要とされる子育て世帯やひとり親家庭支援） 法人独自事業
 - ・こぎく（児童自立生活援助事業所Ⅱ型）
 - ・山ノ内児童館（児童館事業・学童クラブ事業） 京都市指定管理事業
 - ・常磐野児童館（児童館事業・学童クラブ事業） 京都市指定管理事業
 - ・ひだまり・ホット・みやこ（つどいの広場事業） 京都市委託事業

宏量福祉会の目指すインクルーシブ・ケアシステム

相談から緊急対応、保護から自立支援、アフターケアと地域支援まで、総合的包括的支援体制の確立



2024年度事業報告

社会福祉法人 宏量福祉会
野 菊 荘

I. 野菊荘

1. はじめに

2024年4月に(1)児童福祉法の改正、が行われた。児童福祉法の改正では、京都市が新たに取り組んだ「親子支援事業」での特定妊婦の受け入れ支援と要保護児童対策地域協議会ケースへの支援に取り組んだ。また自立支援担当職員が行うアフターケアの充実と共に、社会的養護児童自立支援事業Ⅱ型の2025年4月開設に向けての準備に取り組んだ。

2. 重点報告事項

- ・野菊荘改修工事に向けて CN-JAPAN と契約し改修工事の基本設計を行った
- ・第三者評価を第三者評価機関一期一会で受診した
- ・2022年度より配置されることになった自立支援担当職員は実績報告において、今年度も満額が認定された
- ・新たに開始された親子支援事業に取り組み、特定妊婦5名に対して産前産後支援に取り組んだ
- ・グループスーパービジョンと個別スーパービジョン、コミュニケーションスキル等各種研修会の充実に努めた
- ・地域公益活動、こもれび(3月末登録128世帯)とシェルターみやこ、ステップハウスみやこ運営の安定と充実に務めた
- ・DVセンター、みんと、との連携強化に務めた

1) 年間の主な取り組み(利用者の状況については別紙要覧を参照)

- ◎親子遠足 (4月13日) ナガシマスパーランド 入所者28名、地域22名、職員18名
- ◎母の日の取組(5月12日) 乳幼児13名、学童11名、中高生12名、地域2名
- ◎育事協フットサル大会(5月12日) 学童7名、職員4名
- ◎野菊会 (6月16日) がんこ高瀬川二条苑 退所者15名、入所者6名、退職職員1名、職員10名
- ◎親子海水浴 (7月27, 28日) 京都府舞鶴小橋海水浴場
日帰り 母4名、職員4名
宿泊 母6名、乳幼児1名、学童10名、中高生7名、職員11名、ボランティア13名
- ◎京母協高学年キャンプ (8月7, 8日) 学童6名、中高生10名、職員7名、ボランティア47名
- ◎京母協低学年キャンプ (8月1, 2日) 学童8名、職員8名、ボランティア25名
- ◎育事協卓球大会 (6月1日) 学童6名、職員3名
- ◎のぎくのつどい (10月20日)
退所者・児38名、退職職員及び家族14名、ボランティアOB4名、職員17名
- ◎ボランティア交流会 (10月26日) ボランティア10名、学童11名、職員5名
- ◎京母協レクリエーション (11月25日) BBQ コート339 子ども5名、母4名、職員3名
- ◎クリスマス会 (12月21日)
乳幼児11名、母5名、学童10名、中高生4名、地域学童1名、地域中高生4名
- ◎新年パーティー (1月11日) 入所者60名、職員18名
- ◎京母協ボーリング大会 (2月1日) ラウンドワン 母7名、職員2名
- ◎子ども野菊会 (2月9日) アーバンホテル京都二条
退所児及び家族8名 退職職員・家族3名 職員15名

- ◎文化の集い（2月15日） 京都西文化会館ウェスティ ダンス・バルーンアート発表
学童14名、職員6名、母親6名
- ◎卒業パーティー（3月8日）卒業生入所児10名、卒業生退所児3名、卒業生ボランティア5名、
退職職員及び家族9名、ボランティア11名、職員17名
- ◎健康診断（6月、2月 年2回実施）
- ◎誕生日会（2ヶ月に1度）学童と中高生
- ◎子ども相談室（週1回）
- ◎保育・福祉実習生の受け入れ
- ◎総合防災対策の推進（避難訓練毎月、防災訓練、消火訓練、通報装置点検）
- ◎機関誌の発行（あゆみ毎月、こもれび通信毎月、野菊会便り年2回、母の日のお便り）
- ◎子育てサロン（5月18日、9月14日、1月25日、3月29日）
- ◎コットン教室（7月13日、7月23日、11月16日、3月15日）
- ◎リフレッシュ保育（月2回）
- ◎バスタイム保育（月1回）
- ◎タノシメシ（月1回）
- ◎ワライバ（週4回）
- ◎小中高生学習会（週1回）
- ◎招待行事
 - ・「神社仏閣見学招待」（5月18日） 京都洛西ロータリークラブ
 - ・「ヨット招待」（8月5日）同志社大学ヨット部
 - ・「七五三参拝招待」（11月6日） 松尾大社
 - ・「七五三記念写真撮影」（11月6日） フォトアトリエ エノ
 - ・「京都タワー招待」（12月6日） 京阪ホテルズ&リゾーツ株式会社
 - ・「芋ほり招待」（12月14日） ホハイア・デミエン氏
 - ・「伝統工芸体験」（12月26日） 京都伝統産業交流センター
 - ・「中学校卒業を祝い、中国料理を楽しむ会」（3月12日）
児童養護施設等で暮らす中学生の卒業をお祝いする会
 - ・「アイススケート招待」（3月25日） 京都鴨川ライオンズクラブ
 - ・「卒園・卒業記念写真」（3月26日） 日本カラーフォトスタジオ株式会社

2) 2024年度に実施した外部研修

- ◎「令和6年度社会人1年生に贈る社会人マナーの基礎研修」（4月17日）京都府社会福祉協議会
- ◎「リスクマネジメント研修」（5月13、5月28日）京都市社会福祉協議会
- ◎「第1回DV被害者支援専門研修（基礎）」（5月14日）京都府家庭支援総合センター
- ◎「京都市DV相談支援センター研修（5月25日）京都市DV相談支援センター
- ◎「令和6年度春季 福祉事務所職員等と母子生活支援施設職員合同研修会」（6月19日）
京都母子生活支援施設協議会
- ◎「京都母子生活支援施設協議会野外活動研修」（6月24、25日）京都母子生活支援施設協議会
- ◎「令和6年度 右京こどもはぐくみSTAR☆研修会」（6月28日）右京区子育て支援調整会議
- ◎「社会福祉法人役員等研修会及び指導監査等研修会」（6月28、29日）京都市監査指導課
- ◎「令和6年度女性のための相談ネットワーク会議」（6月28日）京都市男女共同参画センター
- ◎「全国母子生活支援施設協議会職員研修」（7月4、5日）全国母子生活支援施設協議会
- ◎「つながるスペース勉強会 情報交換会」（7月11日）ウィングス京都
- ◎「新規採用職員研修」（7月18、19日）京都市民間児童福祉施設改善委員会
- ◎「若者期とケア フランスの実践に学ぶ」（8月6日）京都市ユースサービス協会

- ◎「近畿母子生活支援施設協議会勉強会」(8月23日) 近畿母子生活支援施設協議会
- ◎「全国若者自立支援プロジェクト地域ネットワーク会議」(7月12日) 東京都社会福祉協議会
- ◎「令和6年度福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(初任者コース)」(8月28日、9月3日)
京都市社会福祉協議会
- ◎「2024年度社会福祉実習担当職員研修」(9月7日) 京都児童福祉施設実習連絡協議会
- ◎「資生堂児童福祉海外研修フォローアップセミナー」(9月13日) 資生堂子ども財団
- ◎「第2回DV被害者支援専門研修」(9月17日) 京都府家庭支援総合センター
- ◎「令和6年度 近畿母子生活支援施設研究大会」(9月20日) 近畿母子生活支援施設協議会
- ◎「I LADY ピア・アクティビストリージョナルアクティビスト養成講座(9月29日)
京都大学大学院医学研究科、KYOTO SCOPE
- ◎「右京子どもはぐくみサポーター養成講座」(10月11, 12日) 右京区役所保健福祉センター
- ◎「令和6年度右京区子どもの居場所づくり情報交換会」(10月30日) 右京区社会福祉協議会
- ◎「京都フードパントリーシンポジウム」(10月31日) セカンドハーベスト京都事務局
- ◎「全国母子生活支援施設研究大会」(11月6, 7日) 全国母子生活支援施設協議会
- ◎「スーパービジョン基礎講座」(11月14日) 京都市社会福祉会
- ◎「令和6年度 福祉サービス苦情解決セミナー」(11月21日) 京都府福祉サービス運営適正化委員会
- ◎「令和6年度 福祉事務所職員等と母子生活支援施設職員合研修会」(11月21日)
京都母子生活支援施設協議会
- ◎「日本子ども虐待防止学会第30回学術集会」(11月30日、12月1日)
- ◎「ファミリーソーシャルワーク研修」(12月4, 5日) 全国社会福祉協議会
- ◎「第2回女性支援新法全国フォーラム」(12月5日) 厚生労働省
- ◎「京都市子どもの権利擁護推進のための研修」(12月20日) 京都市
- ◎「子どもを支える施設のつながり」(12月24日)
全国退所児童等支援事業連絡会、全国社会福祉協議会
- ◎「令和6年度 近畿母子生活支援施設協議会 職員研修」(1月9, 23日, 2月4, 18日)
近畿母子生活支援施設協議会
- ◎「児童養護施設関係四者連絡協議会研修会」(1月15日) 児童養護施設関係四者連絡協議会
- ◎「京都市児童養護施設長会 特別研修会」(1月18日) 京都市児童養護施設長会
- ◎「健康保険委員研修会」(1月20日) 協会けんぽ京都支部
- ◎「リスクアセスメント研修(一般職員編)」(2月3日) 京都市社会福祉協議会
- ◎「性教育研修」(2月17日) 京都府児童福祉施設連絡協議会、京都府社会福祉協議会
- ◎「令和6年度第2回女性のための相談ネットワーク会議」(2月28日) 男女共同参画センター
- ◎「心の中に自分史を再編成するために」(3月13日) 子どもの虹情報研修センター

2024年度に実施した内部研修

- ◎コミュニケーションスキル研修 助言者 施設長 芹澤出(4回)
- ◎自立支援計画勉強会 講師 施設長 芹澤出(1回)
- ◎乳幼児ヘルシースタートプログラム研修 講師 山田裕子氏(5回)
- ◎児童支援員グループスーパービジョン(22回)
- ◎母子支援員グループスーパービジョン(22回)

野 菊 荘 要 覧

所在地	京都市右京区山ノ内宮脇町9番地の2
敷地	1, 513㎡（通路・遊び場240㎡含む）
建物	鉄筋コンクリート4階建 1階床面積 492.314㎡ 2階床面積 465.314㎡ 3階床面積 465.314㎡ 4階床面積 465.314㎡ 延床面積 1888.722㎡ 賃貸物件 シェルター5室、ステップハウス2室
設備	◎母子室 31室 Aタイプ 6室（3DK 浴室、便所、押入、ベランダ）約 45㎡ Bタイプ 9室（2DK 浴室、便所、押入、ベランダ）約 32㎡ Cタイプ 10室（2DK 浴室、便所、押入、ベランダ）約 30㎡ Dタイプ 6室（2DK 浴室、便所、押入、ベランダ）約 28㎡ ◎事務所 ◎応接室 ◎ロビー ◎医務室 ◎相談、談話室 ◎宿直室 ◎保育室 ◎学習室 ◎調理室 ◎学童室（2室） ◎倉庫 ◎中庭
定員	30世帯（ほかに緊急一時保護6世帯）
目的	児童福祉法第38条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。
入所	児童福祉法第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法の適用等適切な保護を加えなければならない。
機能	母と子が共に生活しながらそれぞれに必要な支援を受けることができる唯一の児童福祉施設であり、子どもを育み、子どもが育つことを保障し、安定した生活の営みを支援します。 戦中・戦後は戦災によって遺棄された母子を保護する戦後処理的援護施設として機能を果たしてきました。近年は、DVや児童虐待、母親が障害や心身に疾患を抱えるなどの理由で支援を必要とする母子家庭が増えています。母子生活支援施設は親子が安心し、安定して生活ができる環境を保障し、入所する際に抱えていた問題を解決するとともに、経済の安定・生活の安定・養育の安定を目指して支援を行っています。また、職員は、利用者とともに自立支援計画を作成し、母親に対する自立支援・子どもに対する自立支援・家庭に対する自立支援を行います。
緊急一時保護	緊急一時保護は子どもはぐくみ室及び配偶者暴力相談支援センターや児童相談所、犯罪被害者支援センターからの依頼を受け実施しています。施設への直接相談については施設長が受け入れを決め、子どもはぐくみ室又は配偶者暴力相談支援センターと連携して支援を行います。

役 職 員	理事長	芹 澤 出	理 事	清 水 教 恵
	理 事	矢 野 武 也	理 事	芹 澤 千 恵 美
	理 事	横 内 美 佐 子	理 事	野 崎 智 子
	理 事	谷 章 子	監 事	長 谷 川 佐 喜 男
	理 事	伊 藤 正 博	監 事	西 村 彰

職 員	施 設 長	1 名	事務員	1 名
	統括主任	1 名	こもればいコンシェルジュ	1 名
	母子支援員	6 名	児童支援員	7 名
	心理専門員	(1) 名	嘱 託 医	(1) 名
	管理宿直員	(2) 名	作 業 員	(1) 名

* () 内は非常勤職員

倫理綱領 私たちは、母と子の権利擁護と生活の拠点として、子どもを育み、子どもが育つことを保障し、安定した生活の営みを支えます。そのために私たちは、母と子の主体性を尊重した自立への歩みを支えるとともに、常に職員の研鑽と資質向上に励み、公正で公平な施設運営を心がけ、母と子および地域社会から信頼される施設として支援を行うことをめざします。

1. 基本理念：私たちは、母と子の権利と尊厳を擁護します。
2. パートナースhip：私たちは、母と子の願いや要望を受け止め、安心・安全な環境の中で、母と子の生活課題への取り組みを支援し、安定した生活の営みを形成することをめざします。
3. 自立支援：私たちは、母と子の自立に向けた考えを尊重し、その歩みをともにしながら、母と子を支えることをめざします。
4. 人権侵害防止：私たちは、法令を遵守し、母と子への人権侵害を許しません。
5. 運営・資質の向上：野菊荘は、母と子への最適な支援と、よりよい施設運営をめざすとともに、自己点検をはかり、職員自身も自らを見つめ直し、専門性の向上に努めます。
6. アフターケア：私たちは、母と子の退所後も、地域での生活の営みを見守り、関わりをもち、生活を支えることをめざします。
7. 地域協働：私たちは、関係機関や団体とネットワークを形成し、母と子・ひとり親家庭とともに歩み、住みよい地域社会づくりを進めることをめざします。

基 本 理 念

- ・子どもと母親を一人の人として尊重し、安全で安心できる母子の生活を支えます。
- ・子どもと母親の権利を擁護します。
- ・子どもと母親のニーズに対応する支援を提供します。

基 本 方 針

- ・職員・母親・子どもによる暴力を否定します。暴力をなくすよう努力します。
- ・子どもと母親のニーズや課題に対して、子どもと母親を主体とした支援を提供します。
- ・子どもと母親の気持ちに寄り添う支援を提供します。
- ・子どもと母親一人ひとりの自立のあり方をともに考え、その実現を目指して支援します。
- ・子どもが自由に考え、発言できる権利を大切にします。
- ・子どもと母親の一人ひとりの意見を大切にします。
- ・家族の生活を重視した支援をします。
- ・社会や地域社会に貢献します。

- 支援方法
- ・子どもと母親の話を、コミュニケーションスキルを用いて丁寧に聞き、ともに考えます。
 - ・暴力を用いないコミュニケーションの重要性や方法を、子どもと母親に伝える支援をします。
 - ・コミュニケーションに関する専門的なスキルや様々なツールを用いて支援します。
 - ・ジェネラリストソーシャルワークの考え方をを用いて、子どもと母親が納得のいく自己決定ができるように支援します。
 - ・ジェネラリストソーシャルワークの考え方をを用いてアセスメントをし、自立に向けた支援計画を立て、それに沿った支援をします。
 - ・職員は実践を常に振り返り、さらにSVや研修を通して支援の質を高めます。
 - ・社会や地域社会にある様々な課題解決に貢献します。

- 支援内容
1. 相談・支援
野菊荘では、母子の自立を支援するためにさまざまな支援を行っています。入所者の皆さんが受けられる支援と個別相談により受けられる支援があります。
 2. 母親への支援
 - ① 家事、金銭面に対する生活支援
 - ② 育児支援
 - ③ 就労支援（各種職業相談所等の紹介や同行、資格取得のための支援）
 - ④ 子ども相談室（心理専門家によるカウンセリング）
 - ⑤ 離婚への相談支援
 - ⑥ 借金等の問題への相談支援
 - ⑦ 母子関係の調整
 - ⑧ 乳幼児保育（補完保育、病後児保育、リフレッシュ保育）
 - ⑨ 地域との交流
 - ⑩ 保健衛生
 - ⑪ レクリエーション（遠足・海水浴・キャンプ・その他）
 - ⑫ 防災訓練
 - ⑬ 退所世帯へのアフターケア
 - ⑭ 機関誌（あゆみ月1回、野菊会便り年2回）の発行
 3. 児童への支援
学童保育を行い、お母さんが安心して就労できるようにしています。スポーツ活動・学習・おやつ・遊びなど、個別・集団を通し、子どもの成長を支援します。
 - ① 学習支援
 - ② 個別学習支援（ボランティア学生による学習会）
 - ③ 個別支援（ピアノ、卓球などそれぞれに合わせた取り組み）
 - ④ おやつ提供
 - ⑤ 子ども自治会の組織運営（集団登校の実施など）
 - ⑥ 退所児童へのアフターケア
 4. 地域のひとり親家庭への支援（ひとり親家庭サポートセンターこもれび）
 - ① コンシェルジュとの相談
 - ② ワライバ
 - ③ タノシメシ
 - ④ 中高生学習会
 - ⑤ 小学3年～6年学習会・小学4年～6年生学童保育
 - ⑥ 食材提供
 5. 実習生・ボランティア活動の受け入れとその調整

施設利用者状況

令和7年4月1日現在

世帯構成

- (1) 在籍世帯数 入所 30世帯（定員30世帯）
緊急一時保護 5世帯（9名）

- (2) 人員数 入所 69名（1世帯平均2.3人）

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	合計
世帯数	0	22	7	0	1	0	30
%	0.0	73.3	23.3	0.0	3.3	0.0	99.9

- (3) 世帯主平均年齢 40.0才（最低23才 最高58才）

年齢	人員数	年齢	人員数
16才～20才	0	41才～45才	4
21才～25才	2	46才～50才	6
26才～30才	5	51才～55才	4
31才～35才	3	56才～60才	1
36才～40才	5	61才～65才	0
		合計	30

- (4) 児童年齢と就学状況

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
男	0	2	1	1	1	3	2	1	0	3	1	0	2	0	0	1	1	1	1	0	21
女	1	1	0	0	0	0	2	2	0	1	2	0	1	0	4	2	0	2	0	0	18
計	1	3	1	1	1	3	4	3	0	4	3	0	3	0	4	3	1	3	1	0	39

区分	児童数	%
乳幼児	10	25.6
小学生	低学年	7
	中学年	4
	高学年	3
中学生	7	38.5
高校生	7	
その他	1	

- (5) 心身の状況

◎子どもの状況（39名中）

要支援児童 35名
（被虐待・不登校・ひきこもり・発達障害など）
身体障害者手帳交付児 0名
療育手帳交付児 8名
精神障害者保健福祉手帳交付児 2名

◎母親の状況（30名中）

身体障害者手帳交付者 1名
療育手帳交付者 6名
精神障害者保健福祉手帳交付者 9名
精神科通院者 18名

(6) 母子世帯になった理由（子どもが複数の場合は末子の実父との離別理由）

	理 由	世帯数	%	合 計
生 別	未 婚 の 母	17	56.6	30世帯 99.8%
	協 議 離 婚	4	13.3	
	離 婚 調 停 (含審判)	8	26.6	
	遺 棄 他	1	3.3	
死 別	病 気	0	0	0世帯 0%
	交 通 事 故 他	0	0	

(7) 入所者全体の入所理由

理由	人数	%
夫等の暴力	11	36.7
養育問題（虐待含む）	11	36.7
家庭内環境の不適切	3	10.0
特定妊婦	4	13.3
職業上の理由	0	0.0
住宅事情	1	3.3
経済的理由	0	0.0
合計	30	100

(8) 該当年度入所者の主な入所理由（内縁関係の男性との理由も含む）【5年間の統計】

年度	夫等の 暴力	養育問題 (虐待含む)	家庭内環境 の不適切	特定妊婦	職業上の 理由	住宅 事情	経済的 理由	合計
R2	6	1	0	0	0	1	0	8
R3	3	6	0	3	0	0	0	12
R4	3	3	3	0	0	2	0	11
R5	2	1	0	1	0	0	0	4
R6	2	0	0	0	0	0	0	2
計	16	11	3	4	0	3	0	37
%	43.3	29.7	8.1	10.8	0	8.1	0	100

(9) 入所時理由別退所世帯の在所期間

入所時理由 \ 在所期間	6ヶ月 未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年 以上	計
夫等の暴力	0	0	0	0	0	0	0	1	1
養育問題（虐待含む）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入所前の家庭環境の不適切	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定妊婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職業上の理由	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅事情	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済的理由	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	1	1

(10) 職 業

職 種	工 員	清掃員	調理師 (補助)	福祉的 就労	接 客	販売員	専門職 (介護)	事務員	内 職	教 師	計
正社員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パート	2	0	1	6	0	0	5	4	0	0	18

就 職 者	18名	60.0%
求 職 者 (含 通院中)	12名	40.0%
職業訓練校	0名	0%

(11) 就労収入

平均 63,750 円

区分	基 本 給	人員数
1	1.0万円未満	2
2	1.0万円以上～ 2.0万未満	2
3	2.0万円以上～ 3.0万未満	1
4	3.0万円以上～ 4.0万未満	1
5	4.0万円以上～ 5.0万未満	0
6	5.0万円以上～ 6.0万未満	0
7	6.0万円以上～ 7.0万未満	0
8	7.0万円以上～ 8.0万未満	2
9	8.0万円以上～ 9.0万未満	4
10	9.0万円以上～ 10.0万未満	1
11	10.0万円以上～ 11.0万未満	1
12	11.0万円以上～ 12.0万未満	1
13	12.0万円以上～ 13.0万未満	1
14	13.0万円以上～ 14.0万未満	0
15	14.0万円以上～ 15.0万未満	0
16	15.0万円以上～ 16.0万未満	1
17	16.0万円以上～ 17.0万未満	0
18	17.0万円以上～	1
計		18

(12) その他の経済状況

生活保護世帯 (含申請中)	20世帯	66.6%
経済的自立世帯	10世帯	33.3%
養育費	3世帯	10.0%
児童扶養手当	28世帯	93.3%
特別児童扶養手当	5世帯	16.7%
児童手当	27世帯	90.0%
障害児福祉手当	0世帯	0.0%
障害基礎年金	8世帯	26.6%
遺族年金	0世帯	0.0%
社会保険	2世帯	6.6%
国民健康保険	8世帯	26.6%
共済組合健康保険	0世帯	0.0%

(13) 在住期間

期 間	半年未満	半年以上	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上
世帯数	1	2	4	3	5	4	1	1	0
%	3.3	6.6	13.3	10	16.6	13.3	3.3	3.3	0

期 間	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	計
世帯数	3	1	1	1	1	0	1	1	30
%	10	3.3	3.3	3.3	3.3	0	3.3	3.3	99.5

(14) 退所先 【5年間の統計】

年度／理由	公営住宅	結婚(復縁)	借家	実家	その他	計
R2	2	1	5	1	1	10
R3	2	1	6	0	2	11
R4	0	2	3	0	3	8
R5	0	0	4	0	1	5
R6	0	0	1	0	0	1
計	4	4	19	1	7	35
%	11.4	11.4	54.3	2.9	20	100

(15) 職員の勤務 (年間変形労働時間制)

職 種	区 分	形 態	勤 務 時 間
母 子 支 援 員 児 童 支 援 員		早 出	① 5:00～11:00 ② 8:15～17:00
		中 出	10:15～19:00
		遅 出	① 12:15～21:00 ② 10:15～22:00
		宿 直	22:00～ 5:00
統 括 主 任		日 勤	9:00～17:45
事 務 員		日 勤	8:00～16:45
こもれば コンシェルジュ		日 勤	② 9:15～18:00 ③ 10:15～19:00

管 理 宿 直	宿 直	19:00～9:00
非 常 勤	日 直	9:15～19:00

*宿直・日直二人体制

(16) 職員の主要業務

- 施設長** 施設長は、自らの役割を明らかにすると共に、専門性に裏打ちされた信念を大切にリーダーシップを発揮し、次の任務に当たる。①遵守すべき法令を周知し遵守するための取組。②支援の質の向上に向けた取組。③経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みを行います。（統括会計責任者、野菊荘施設長、野菊荘職員管理者、会計責任者、契約担当者、利用者支援に関する責任者、苦情解決責任者）
- 統括主任** 入所相談から退所、アフターケア、地域支援に至る支援を、母子支援員、児童支援員とともに統括的役割を担い支援しています。その他、各事業、研修関連、評価、苦情関連、施設の記録、管理関連等、施設の規定、運営に関わる業務について担当し、施設長を補佐します。（支援計画策定管理者、支援業務全体の管理担当、勤務管理担当、全行事管理担当、SV スーパーバイザー、OFF-JT 研修担当、自己評価・第三者評価担当、苦情解決担当、記録責任者、利用者預り金確認担当、月報作成担当、貸出金管理担当）
- 母子支援員** 母子支援員は、母子の安心安定した生活と心身の健康のために支援を行う。利用者一人ひとりを主体として関わりエンパワメントし、ともに考え、あゆむことを大切に、それぞれの自己実現に向けた取り組みを支援します。①入所時の課題（DV、離婚、借金問題、その他）解決。②経済的安定（就労、各種手当等の申請、計画的家計運用）。③生活の安定（健康管理、食生活、衛生管理）。④子育ての安定（保育・養育・教育）の自立のためにその生活を支援する。⑤この他に関係機関との連携を図るとともに、退所者に対するアフターケアを行います。
- 児童支援員** 児童支援員は、子ども一人ひとりを主体として尊重し、それぞれの思いを大切にエンパワメントし、成長と自己実現に向けたあゆみを支援します。多様な保育支援とレクリエーションの提供、学童保育では学習支援・スポーツ活動・食事やおやつ・遊びなど、個別・集団を通し、子どもの成長と自立のための支援を行います。更にボランティア活動の受け入れや、退所児童のアフターケア、関係機関との連絡強化を図ります。
- こもれび・コンシェルジュ** 母子支援員、児童支援員と連携し、退所者支援と地域のひとり親家庭等支援を担当しています。（退所者支援及び、母子支援員、児童支援員のサポート業務、ショートステイ・トワイライトステイ利用相談、寄贈物品受け入れ調整担当、シェルター・ステップハウスみやこ担当、一時保護事業担当、親子支援事業担当、自立支援担当）
- 事務員** 事務員は、会計、経理事務及び庶務を担当する職員であり、あわせて母子支援員や児童支援員の業務を補佐します。（野菊荘・法人・後援会、会計担当、支援員業務のサポート、給与計算担当、寄付金台帳担当、措置費請求担当、固定資産管理責任者）

(17) 令和5年度福祉事務所等（はぐくみ室、関係機関）からの相談
相談件数100件

相談内容

1) 母子の生活	42件	5) 夫等の暴力	45件
2) 離婚問題	1件	6) ギャンブル、サウナ	2件
3) 不登校	0件	7) 拘置	0件
4) 女性問題	0件	8) その他	10件
合 計		100件	

支援内容

1) 他府県施設を紹介	0件
2) 市内施設を紹介	1件
3) 婦人相談所を紹介	4件
4) 保護受入	18件
(措置入所 1件)	
(緊急入所後措置 1件)	
(緊急一時保護 15件)	
(ステップハウス利用 1件)	
5) 福祉事務所を紹介	4件
6) 相談、アドバイスのみでおわる	54件
7) 入所辞退（問題解決）	20件
合 計	100件

現住地

1) 京都市内	7 0 件
2) 京都府	1 1 件
3) 他府県	1 5 件
(大阪 4 兵庫 3 奈良 2 滋賀 2 愛知 2 広島 2)	
4) 不明	4 件
合 計	1 0 0 件

Ⅱ. シェルターみやこ・ステップハウスみやこ

沿革 昭和56年3月の山ノ内母子寮（野菊荘）全面改築の際、定員以外に緊急一時保護室3室を設け、一時保護事業を開始した。昭和57年にはNHKテレビで「現代の駆け込み寺」として紹介され、全国からDVやサラ金被害者が保護を求めて殺到した。このような状況から京都市は支援の必要性を感じ、昭和58年に京都市緊急一時保護事業を独自事業として創設した。これは全国に先駆けて画期的な取り組みであった。平成13年4月DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）が施行され、全国で民間シェルターや母子生活支援施設の一時保護が急増した。平成17年4月、京都市には安定して運営されている民間シェルターが無かったため、京都市男女共同参画推進課が民間シェルター運営費補助制度を創設し、施設外に民間アパート2室を借用し、「シェルターみやこ」を開設した。平成23年度より実施された、第4次「きょうと男女共同参画推進プラン」に「京都市DV基本計画」を盛り込み、平成23年10月3日に京都市DV相談支援センターを開所し、野菊荘が運営を受託した。それに伴い、緊急一時保護のニーズも増加すると考えられ、平成23年度より緊急一時保護室を1室増室し、京都市DV相談支援センターと連携し、DV相談と自立支援、DV被害者の危険からの保護がスムーズに行える事を目的に運営している。また京都市では、「京都市犯罪被害者等支援条例」が平成23年3月18日に公布し、平成23年4月1日に施行された。本事業で「京都市犯罪被害者等支援条例」に規定する犯罪被害者等の受け入れ契約を行い、犯罪被害者の保護を行う事ができるようになった。令和2年度には内閣府のパイロット事業を活用した京都市配偶者暴力被害者等支援補助金シェルター支援事業が創設された。本事業申請に向けて令和2年度にインクルーシブ・ケアシステム（DV被害者への切れ目のない総合的包括的ケアシステム）を創設し、令和3年度にはステップハウスみやこの開設を申請し、令和3年8月にステップハウス3室を開設した。本事業が令和5年度より正規事業移行に伴い、京都市負担金が必要となり事業費が削減されることになり、令和4年度にはステップハウス1室減となったが、令和6年から2室増室となり、シェルターとステップハウス兼用で施設内1室、施設外7室の8室体制となった。

前年度利用実績

令和6年度の一時保護実績は、京都府家庭支援総合センターからの一時保護委託が30日、京都市からの一時保護委託が1214日、京都市DV相談支援センターからの一時保護委託が190日、犯罪被害者等支援条例による利用が15日、個人契約での利用が18日、児童相談所からの一時保護委託が0日の合計1665日（延べ日数）となった。

令和6年度みやこ実績報告（野菊荘シェルター・ステップハウス）

実施主体	件数	日数	子の人数	延べ日数
京都府	1	15	1	30
京都市	13	629	16	1214
京都市 DV 相談 支援センター	14	123	22	190
犯罪被害者	1	15	0	15
児童相談所	0	0	0	0
個人利用	1	6	2	18
合計	30	788	41	1665
ステップハウス	3	414	1	567
親子支援	5	265	4	409

- 重点報告事項 民間シェルター等に対する支援事業を、京都市配偶者暴力被害者等支援補助金として申請し、補助を受けることが出来た。令和4年度からの継続事業としてステップハウスを2室運営し、単身のDV被害女性や母子を3世帯受け入れ、延べ人数567日の利用があった。また、一時保護のため新規で2室運営を増加、2024年7月に開所した、京都市女性のための相談支援センター「みんと」の依頼も2件受け、居宅、支援を提供した。
- 課題と今後 社会ニーズの多様化と共に、シェルターの利用者は、DV被害等の母子のみならず、妊婦、男性DV被害者、LGBTQ、アレルギーや様々な疾患患者など多様化している。京都市唯一の民間シェルターとして制度の狭間を埋める受け入れが求められており、多様化したニーズに対応するための支援体制の整備強化を図りインクルーシブ・ケアシステムの実現を目指していく。また、シェルター、ステップハウス共に女性新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）に対応した運営を目指し、配偶者暴力被害者等支援補助金の活用と本人負担金による安定運営を図る。

Ⅲ. こもれば（サポートを必要とされる子育て家庭やひとり親家庭支援）

沿 革

平成27年5月から、施設内の子どもたちを対象に実施していた中高生の学習会について、地域の子へも提供を始め、中高生の居場所としてのワライバ、食事会としてのタノシメシも取り組みも行い、地域の子も分け隔てなく、利用できる取り組みを増やしてきた。また同年夏ごろより、支援団体から届く食品提供について地域の家庭へも利用を案内し、保護者も含め、地域の家庭への支援を始めた。

平成28年4月に、地域におられる支援の行き届きにくいひとり親家庭、様々な困難を抱える子どもたちとゆるやかで柔軟な支援を通してつながり、その生活をサポートすることができるよう、ひとり親家庭サポートセンターこもればを開設し、地域のひとり親家庭の相談を専任の相談員が行う窓口を整えた。食品提供、学習会、小学生への学童保育、中高生への居場所づくり等の支援を柔軟に活用した総合的包括的支援とし、子どもが0歳から成人するまでの子育て家庭へ切れ目なく支援を提供することを目指している。

平成28年4月当初、11世帯であった登録世帯数は、当施設HPの情報や同じひとり親世帯の口コミ、関係機関からの案内で、令和6年3月末には120世帯の登録数となった。

また、小学生向子ども食堂「おかわり食堂」を令和3年10月よりスタートさせ、毎月第3土曜日の昼に実施している。

支 援 内 容

・コンシェルジュとの相談

専任のコンシェルジュを置き、ひとり親家庭の保護者、子どもからその家庭の状況を聞き、様々な課題や悩みごとを解消できるよう、またよりよい暮らしになるよう相談、支援を行っている。

ひとり親家庭では、相談したくても就労等で時間に余裕がなく、解決を先送りにしてしまうことも多く、時間にとらわれず相談したり情報を受け取ったりできるよう、夜間帯の相談体制を整えたり、メールでの相談も行い、機会を確保している。

退所者にとっても、引き続き相談や支援の窓口があることで、退所後の生活を安心して、ゆるやかに進めていくことができる。

家庭ごとに、様々な問題や悩みがあるが、深刻化する前に、主体的に解消できるよう、取り組みの利用等を通して関係を構築し、適切なサービスや支援、環境とつなげていくことを大切にしている。

・食への支援

ひとり親家庭への経済的な支援と食品ロスの軽減のため、複数の支援団体より定期的にパンや青果などの食品の提供を受け、ひとり親家庭の方々に利用していただいている。

またいただいた食品を活用し、タノシメシや、ひとり親家庭を対象にした食事会を行っている。

・にっこり

毎週火曜金曜16時半より17時半に喫茶を開き、希望者にコーヒーを販売し、保護者が職員と暖かい雰囲気の中一息つき、リラックスして過ごせる場、他のひとり親家庭との交流や情報交換ができる場を提供している。

・乳幼児、妊婦へのサポート

産前・産後は体調や気持ちのバランスが安定しない時期であるが、母親自身がそのことを理解し、生活に工夫できるようになると負担や不安の軽減につながり、生活がしやすくなるため、適切な知識が得られ、無理せず生活できるよう、利用できる施策や、具体的な支援について丁寧に相談を行っている。

また産後の子育てについて、母が主体的に行動し、子育てにやりがいを持ち、楽しさや子どもの成長を喜べるよう、母を主役とした子育てを、一緒に目指すサポート役として寄り添う支援が大切である。必要に応じて、子の発達や母の健康について、病院や助産師などの専門機関、子どもはぐくみ室などとの協力や連携を行い、母子ともに健康に生活できるよう支援している。

2023年4月からはNPO法人O'hanaと連携し、必要な家庭は子育て支援プログラムを実施している。

- ・茶道教室、生け花教室

茶道、生け花、それぞれ月に2回、講師を招き、教室を開いている。保護者が、自身のリフレッシュや、自己表現の場として、安心して参加してもらえるよう、必要に応じて教室の間の乳幼児の保育なども行っている。

中高生への取り組み

- ・学習支援

毎週水曜の19:00～20:30、各自の希望や目標に向けて学習内容を相談し、ボランティアの学生の協力も得て、少人数ずつ、または個別に学習に取り組む機会を提供している。

ひとり親家庭において、日々、子どもの学習に目を向ける時間も少なく、厳しい経済状況から塾の費用の捻出は難しい現状がある。低学歴で就職が困難になるとますます貧困の連鎖は断えず、子どもが将来の目標や希望をもちにくくなるおそれがある。学生ボランティアの協力を得て、大学生を身近に感じながら学習する場を提供し、学力の向上と、希望する進路に向けて、自己決定できるようサポートすることを目標としている。

野菊荘入所児・退所児・地域の中高生が対象であるが、家庭の状況に合わせ、年齢や対象を検討し、可能な限り参加できるよう柔軟に提供している。

- ・ワライバ

週に4回、16時～19時に、中高生を対象に、お菓子を食べたりゲームなどをし、家にいるようなリラックスした空間で、中高生らしい過ごし方ができる場を作っている。同年齢の子たちとのコミュニケーションを大切にし、直接話すことがなくても、同じ空間で過ごし良好な関係を保つこと、情報交換できる場となるようにしている。

- ・タノシメシ

月に一度土曜日に、職員手作りの温かい夕食を、対象の中高生と学生ボランティアと一緒に食べる機会としている。学生ボランティアとも食事を通して楽しく交流でき、孤食を防いだり、年齢の近い学生ボランティアとの関わりをもつことで、目標となる先輩を身近に感じられる機会となるように考えている。

小学生への取り組み

- ・学習支援（小学生3～6年生対象）

各自のペースに合わせて、学習や宿題ができるよう、学生ボランティアと協力し、わからないところを聞くこと、学習の習慣をつけ、達成する気持ちを感じられるよう取り組んでいる。小学校低学年の基礎学力を安定させ、高学年、中学校へとつなげていくことを目的に、学生ボランティアとも、子どもの学習状況について必要に応じて相談している。

- ・学童保育（小学生4～6年生対象）

毎日の学童保育の中で、子どもたちが生活習慣を身につけ、いろいろな取り組みに参加し楽しく経験できるよう、土曜日や長期休みには活動や外出の企画、季節ごとの行事なども実施している。過ごし方や取り組みには、職員の細やかなサポートが必要な子どももいるが、集団で過ごすことや、人との関わりから自分らしいコミュニケーションを獲得できることを目的にしている。

- ・おかわり食堂（小学1年生～6年生）

地域に住む、小学生を対象とした食堂を毎月第3土曜日の昼に実施し、子ども達の孤食を防ぎ、地域のおとな、こどもの良い関係や交流の場を提供する。

- ・不登校児へのサポート

学校に行かない子どもや、外出もせず自宅に引きこもっている子どもの状況は、保護者にとっても心配でつらい状況であるため、保護者の話を十分に聞き、子どもへどのように関わり支援していくことが良いか一緒に考えること、直接子に関わり支援できる関係にむけて寄り添い、必要に応じて適切な機関へつなげている。

重点報告事項

- ・こもれば登録世帯に、メールの登録から、ラインの登録へ変更を行い、こもれば通信もラインにて発送することとした。

- ・令和6年4月1日より受託した親子支援事業についてみやこを活用し、入所した利用が必要な方、また通所の利用の方へも、適宜はぐくみ室担当者で連携し、支援を提供した。

年度	登録世帯	電話相談	面 接	メ ー ル	他機関より情報提供	他 支 援	地域との連絡・会議等	食品提供			学習支援			居場所づくり			シ ョ ー ト ス テ イ 延 べ 人 数	シ ョ ー ト ス テ イ 延 べ 日 数	ト ワ イ ラ イ ス テ イ 延 べ 人 数	お か わ り 食 堂 延 べ 人 数
								提供回数	施設内利用者 延べ世帯	地域利用者 延べ世帯	実施回数	中高生 延べ人数	小・高学年 延べ人数	実施回数	月 タ ノ シ メ シ 月 1 回 延 べ 人 数	フ ラ イ バ 延 べ 人 数				
R2	73	370	126	79	62	34	4	150	2068	845	49	217	197	180	530	105	8	55	4	
R3	86	383	186	101	99	29	8	240	2593	1908	48	317	215	186	684	164	16	51	0	*391
R4	111	357	194	112	89	51	12	225	2582	2387	47	339	133	178	703	139	12	25	0	760
R5	120	345	171	118	76	58	8	776	2118	2149	48	352	111	187	1089	139	8	15	0	696
R6	128	236	105	90	84	35	11	157	2179	1357	48	296	222	183	753	134	19	36	0	788

*R3年度おかわり食堂実施は10月～3月

IV. 京都市DV相談支援センター・京都市女性のための相談支援センター（愛称：みんと）

◎重要報告事項

- ・令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下女性新法）が施行されたことを契機として京都市では、令和6年7月1日から、包括的な女性の支援を行う「京都市女性のための相談支援センタ（愛称：みんと）」（以下みんと）が開所し、業務委託を受けた。京都市DV相談支援センターでのDV相談に加え、幅広く女性の相談支援を実施していくこととなった。
- ・令和6年度の相談延べ件数はDVが6647件、DV以外の女性相談が724件で、過去最多の件数であった。（京都市DV相談支援センター要覧令和7年度参照）
- ・幅広い女性の相談支援を行う為、DV以外の研修にも積極的に参加を行い、また若年層などの支援を行っている民間団体への視察を行った。
- ・精神科医によるスーパービジョンを月1回受け、支援の向上に努めた。
- ・令和6年度は、相談員を増員し、非常勤を含め8名の相談支援体制で業務にあたった。
- ・建物の耐震工事があり令和6年9月1日から令和7年3月9日まで場所を移転して業務にあたった。必要時相談者や関係機関には説明を行い、相談者に不利益にならないように配慮した。

○職員体制

センター長 共生社会推進室男女共同参画推進課長

業務責任者1名 主任相談員1名 相談員7名（非常勤2名含む）

○職員研修

	日程	研修名	開催主体	場所	受講人数
1	令和6年4月26日	第65回児童虐待事例研究会 洛和会音羽病院CPTの紹介と具体例を通じたCPTの取り組み状況について	京都弁護士会子どもの権利委員会	京都弁護士会	1名
2	令和6年5月14日	第1回DV被害者支援専門研修（基礎）	京都府家庭支援総合センター	京都府家庭支援総合センター	1名
3	令和6年5月25日	事例検討会（スーパーバイザー精神科医 江村先生）	DVセンター	センター	6名
4	令和6年5月29日～31日、6月1日、6月3日、8月26日、8月28日	令和6年度若年層の性暴力被害予防啓発のためのオンライン研修	内閣府	オンライン	1名
5	令和6年6月19日	京都府京都市母子福祉児童福祉関係者合同研修会	京都母子生活支援施設協議会	東山区役所	2名
6	令和6年6月28日	第一回女性のための相談ネットワーク会議 「発達法外の理解と支援」	女性のための相談ネットワーク会議	ウィングス京都	1名
7	令和6年6月30日	KYOTO SCOPE 第17回オンラインケース勉強会 DV支援をきっかけに発覚した発達障害	KYOTO SCOPE	オンライン	1名
8	令和6年7月5日	救命救急講習	野菊荘	野菊荘	3名
9	令和6年8月8日	事例検討会（スーパーバイザー 流石先生 大西先生）	みんと	センター	6名
10	令和6年8月20日	事例検討会（スーパーバイザー 増井先生）	DVセンター	センター	6名
11	令和6年8月29日	青少年のオーバードーズについて～どう向き合い、どう支援していけばよいか～	京都市地域リハビリテーション推進センター企画課	cocoてらす	1名
12	令和6年9月12日	令和6年度重層的支援体制推進に係る支援機関研修	京都市	京都市国際交流会館イベントホール	1名
13	令和6年9月13日	自殺対策週間ゲートキーパー研修	京都市	オンライン視聴	6名

14	令和6年9月17日	第2回DV被害者支援専門研修	京都府家庭支援総合センター	京都府家庭支援総合センター	1名
15	令和6年9月19日	DV被害者のこころのケア	兵庫県こころのケアセンター	兵庫県こころのケアセンター	1名
16	令和6年9月19日20日	女性関連施設相談員、相談事業担当者研修	独立行政法人 国立女性教育会館	オンライン・国立女性教育会館	1名
17	令和6年11月16日	「DV被害とその支援を考える～そのとき子どもたちは～」	きょうとNPOセンター	オンライン	1名
18	令和6年11月21日	福祉事務所職員等と母子生活支援施設職員合同研修会	京都母子生活支援施設協議会	右京区役所	1名
19	令和6年11月22日	令和6年度DV被害者支援シンポジウム「DVと児童虐待～トラウマインフォームドアプローチの観点から～」	配偶者からの暴力に関するネットワーク京都協議会	オンライン	1名
20	令和6年11月23日24日	第26回全国シェルターシンポジウム2024 in KOBE「女性支援の新時代へ住まいは人権」	全国シェルターネット	神戸国際会議場	1名
21	令和6年12月1日	こどもたちの生きづらさに向き合って～コロナ時代を生きたこどもたち～	京都社会福祉士会	佛教大学紫野キャンパス	1名
22	令和6年12月5日6日	第二回女性支援新法全国フォーラム	厚生労働省	大手町OneTower	1名
23	令和6年12月14日	京都府更生保護女性連盟公開シンポジウム 非行における性被害・性加害～性教育の必要性を考える～	京都府更生保護女性連盟	京都府立京都学・歴彩館	1名
24	令和6年12月17日	第3回DV被害者支援専門研修	京都府家庭支援総合センター	京都府家庭支援総合センター	1名
25	令和7年1月31日	おりおりの家視察研修	みんと	おりおりの家	5名
26	令和7年2月15日	KYOTO SCOPE おてらでトーク 日本で暮らす外国人の社会的つながりを考える	KYOTO SCOPE	建仁寺	1名
27	令和7年2月16日	ウィメンズカウンセリング京都公開講座 若者支援から学ぶ「困難を抱えた女性」へのエンパワーメント	ウィメンズカウンセリング京都	オンライン	1名
28	令和7年2月28日	第二回女性のための相談ネットワーク会議「発達障害にかかる相談対応について」	女性のための相談ネットワーク会議	京都テルサ	1名
29	令和7年3月1日	知っておきたい離婚後親権	日本弁護士連合会	オンライン	1名
25	令和7年3月6日	困難な問題を抱える相談者に寄り添った支援をするには	京都府・京都府男女共同参画センター	オンライン	1名

○精神科医スーパービジョン

	日程	研修名	開催主体	場所	受講人数
1	令和6年7月17日	事例検討	センター	センター	5名
2	令和6年8月16日	事例検討	センター	センター	4名
3	令和6年9月11日	事例検討	センター	センター	5名
4	令和6年11月15日	事例検討	センター	センター	5名
5	令和6年12月9日	事例検討	センター	センター	6名
6	令和7年1月10日	事例検討	センター	センター	7名
7	令和7年2月12日	事例検討	センター	センター	6名
8	令和7年3月12日	事例検討	センター	センター	6名

○関係機関との連携

	日時	機関名	場所	出席者数
1	令和6年6月13日	市民共同法律事務所	市民共同法律事務所	5名
2	令和6年6月11日	府内DVセンター担当会議	府センター	4名
3	令和6年6月17日	ウィングス京都	ウィングス京都	5名
4	令和6年6月18日	京都SARA	京都SARA	4名
5	令和6年7月10日	京都府警察	DVセンター	5名
6	令和7年2月14日	京都地方裁判所	京都地方裁判所	5名
7	令和7年2月18日	府内DVセンター担当会議	府センター	4名

○講演、講師、取材等依頼実績

	日時	講演名・機関名等	開催主体	場所	受任
1	令和6年6月14日	京都市DV相談支援センター見学会 (児童相談所 子どもはぐくみ室)	京都市共生社会推進室、子ども家庭支援課	DVセンター	京都市共生社会推進室
	14:00～15:30				
	令和6年6月17日				
	10:00～11:30				
	令和6年6月19日	左京区地域包括地支援センター社会福祉士部会	左京区地域包括地支援センター社会福祉士部会	左京区役所	DVセンター
	15:00～16:30				
2	令和6年8月20日	日本福祉大学社会福祉学部増井ゼミ	日本福祉大学社会福祉学部増井ゼミ	DVセンター	野菊荘
	13:30～14:30	ゲスト講義			
4	令和6年9月25日	同志社大学社会学部社会学科学生インタビュー		京都市共生社会推進室	京都市共生社会推進室
	10:00～11:00				
3	令和7年1月16日	司法修習生研修	京都弁護士会	野菊荘	野菊荘
	13:30～15:00				

野菊荘受託業務

京都市女性のための相談支援センター

京都市DV相談支援センター

令和6年度 要覧

令和7年4月1日作成

所在地 非公開

設 備 事務所、会議室、相談室2室、カウンセリングルーム1室

沿 革	平成23年	京都市が「第4次男女共同参画計画きょうと男女共同参画推進プラン」「京都市DV対策基本計画」策定。
	平成23年4月1日	京都市DV（ドメスティック・バイオレンス）相談支援センター設置。
		社会福祉法人宏量福祉会野菊荘が相談業務を受託。
	平成23年10月3日	京都市DV相談支援センター開所。
	平成29年4月1日	京都市の嘱託職員の配属がなくなり、施設管理や統計業務等の業務を野菊荘が担うこととなる。
	令和6年4月1日	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が施行。
	令和6年7月1日	京都市女性のための相談支援センター（愛称：みんと）が開所。社会福祉法人宏量福祉会野菊荘が業務受託。
	令和6年9月1日～令和7年3月8日	センター建物の耐震工事の為、一時的にセンターが移転。

京都市女性のための相談支援センター（愛称：みんと）

目 的 女性の抱える課題が多様化・複雑化する中、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことを契機として、京都市で、令和6年7月1日から、包括的な女性の支援を行う施設として開所した。女性が日常生活または、社会生活を営むに当たり女性であることにより、様々な困難な問題に直面することが多い。困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、女性が人権を尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に向け、民間団体と協働し幅広く女性のための相談支援を実施していく。

※「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう。

- 支援内容
- ①相談（電話相談、面接相談）、相談機関の紹介。
 - ②手続き、その他必要時の同行、代行支援。
 - ③来所が困難な被害者、または必要な被害者に対しての出張相談。
 - ④カウンセリング、精神科通院の必要性についての助言や必要時の同行支援。
 - ⑤精神科医への相談、カウンセリング等によるメンタルサポートの実施。
 - ⑥弁護士相談による法的対応支援。
 - ⑦緊急時の安全確保。
 - ⑧自立促進のための就業、住宅、法的支援、援護等に関する制度の利用についての情報提供。
 - ⑨保護機関についての情報提供と機関との連絡調整。
 - ⑩各関係機関との連携。ケース検討会に参加。
 - ⑪被害者の自立をサポートできるような「居場所」を設け、セルフケアや勉強会等を実施。
 - ⑫支援措置やその他証明書発行への対応。
 - ⑬職員の研修や相談支援のための必要資料の整備、関係機関への説明・広報補助作業。

京都市DV相談支援センター

目 的 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により設置された施設であり、京都市のDV対策の中核的施設として、配偶者からの暴力について相談から被害者が安定した自立生活を送ることが出来るようになるまで、継続的な支援を行う。DV被害者の多くは、身体的にも精神的にも傷つき、明日の生活のめどもなく暴力から逃げ出してくる人も多く、安全に安心して相談できる環境を整え、被害者が自分らしさを取り戻し、自立した生活を送るために必要な支援を行うことを目的と考える。

基本理念

- ①いかなる暴力も認めません。
- ②DV被害者とその子どもの生命の安全と権利を守ることを最優先します。
- ③DV被害者とその子どもが安心して自分らしく自立した生活が送れることを、目指します。

基本方針

- ①DV被害者とその子どもに対する暴力の危険度と緊急性を見極めて、安全の確保に努めます。
- ②DV被害者とその子どもの意思や意向を尊重します。
- ③DVの正しい理解をひろめ、暴力の根絶に向けた啓発を行います。
- ④関係機関との連携・協働の中で支援を展開し当センターの役割を果たします。

支援方法

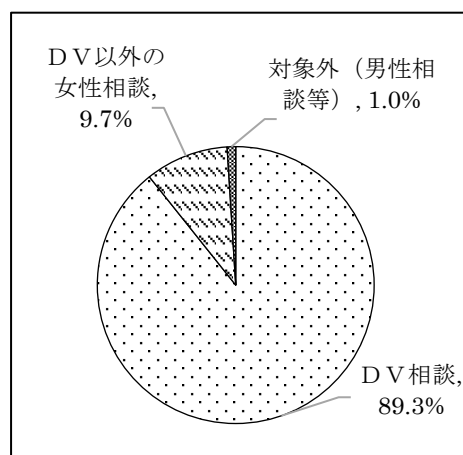
- ①DV被害者とその子どもの安全を最優先し、関係機関との連携を図り丁寧に支援します。
- ②DV被害者とその子どもの話を傾聴し共感するよう支援します。
- ③DV被害者とその子どもをエンパワメントするよう支援します。
- ④DV被害者とその子どもがよりよい自己選択ができるよう、丁寧な情報提供と助言を行います。
- ⑤DV被害者が安心できる温かい相談環境を提供するよう配慮します。
- ⑥DV被害者のペースに合わせて寄り添った支援を行います。

- ⑦DVについての正しい理解が促進できるよう支援します。
- ⑧安全に配慮しながらDV被害者とその子どものプライバシーの保護に最大限努めます。
- ⑨関係機関と連携しDVや非暴力についての啓発活動を行います。
- ⑩機関誌の発行等を通じてDVについての情報を発信します。
- ⑪相談員は常に実践を振り返り、さらにSVや研修を通して知識及び支援の質の向上に努めます。

- 支援内容
- ①相談（電話相談、面接相談）、相談機関の紹介。
 - ②手続き、その他必要時の同行、代行支援。
 - ③来所が困難な被害者、または必要な被害者に対しての出張相談。
 - ④カウンセリング、精神科通院の必要性についての助言や必要時の同行支援。
 - ⑤精神科医への相談、カウンセリング等によるメンタルサポートの実施。
 - ⑥弁護士相談による法的対応支援。
 - ⑦緊急時の安全確保。
 - ⑧緊急ホットラインの設置。
 - ⑨自立促進のための就業、住宅、法的支援、援護等に関する制度の利用についての情報提供。
 - ⑩保護命令の制度利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整。
 - ⑪保護機関についての情報提供と機関との連絡調整。
 - ⑫各関係機関との連携。
 - ⑬ケース検討会に参加。
 - ⑭被害者の自立をサポートできるような「居場所」を設け、セルフケアや勉強会等を実施。
 - ⑮保護命令に伴う裁判所からの書面請求への対応。
 - ⑯支援措置やその他証明書発行への対応。
 - ⑰職員の研修や被害者支援のための必要資料の整備、関係機関への説明・広報補助作業。

令和6年度相談総数

DV相談	6647	89.3%
（うち新規）	451	
（ 継続）	6139	
緊急ホットライン	57	
DV以外の女性相談	724	9.7%
（うち新規）	224	
（ 継続）	500	
対象外（男性相談等）	74	1.0%
合計	7445	100.0%



※DV以外の女性相談（みんと）については、令和6年7月開設

電話相談時の相談者本人の相談主訴（複数回答）（単位：件）

D V	1 6 3 5
家庭内暴力（D V以外）	1 3 9
家族親族問題（暴力以外）	5 7
男女問題※ ²	1 3
性被害	1 9
ストーカー	2
その他人間関係	3 7
住居問題・帰住先なし	1 6
医療関係	1 3
経済関係	3 5
その他	1 2

※² 男女問題＝恋愛関係のもつれ、
性的ないやがらせ

京都市女性のための相談支援センター相談支援状況

（令和6年7月1日～令和7年3月31日）

1 京都市女性のための相談支援センターの相談全般（京都市共生社会推進室より）

（1）D V相談以外の女性相談延べ件数（単位：件）

	R 6
新 規	2 2 4
継 続	5 0 0
合計	7 2 4

（2）相談支援の状況（単位：件）（相談延べ件数724件の内訳）

電話相談※ ¹	6 3 0
来所相談	5 3
同行	3 4
訪問	6
代行	1
ケース会議	0

※¹ 電話相談件数は、来電、架電の合計件数。
関係機関の連絡等を含む。

（3）面接相談以外の主な支援の状況（単位：件数）

安全確保（シェルター等利用）	2
証明書発行	1 1
市営住宅意見書作成	1
弁護士相談	3
カウンセリング	6
精神科医相談	0

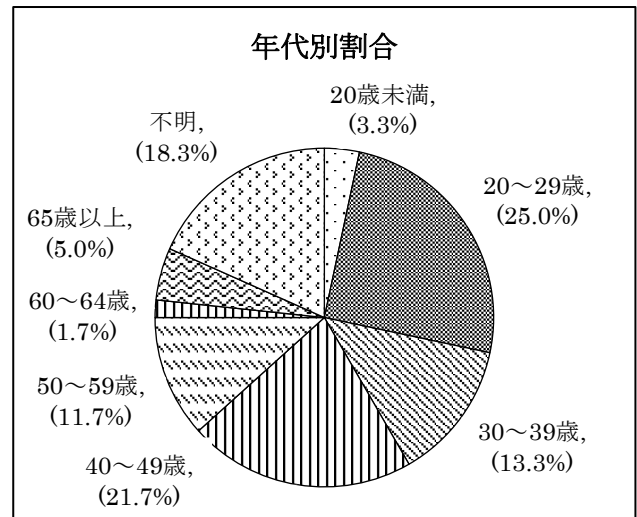
2 京都市女性のための相談支援センターの相談者のうち氏名の判明しているもの
令和7年3月31日現在（野菊荘統計より）

(1) DV以外の相談者実数（単位：人）

60

(2) 年代（単位：人）

年代	人数	
20歳未満	2	(3.3%)
20～29歳	15	(25.0%)
30～39歳	8	(13.3%)
40～49歳	13	(21.7%)
50～59歳	7	(11.7%)
60～64歳	1	(1.7%)
65歳以上	3	(5.0%)
不明	11	(18.3%)
合計	60	(100.0%)

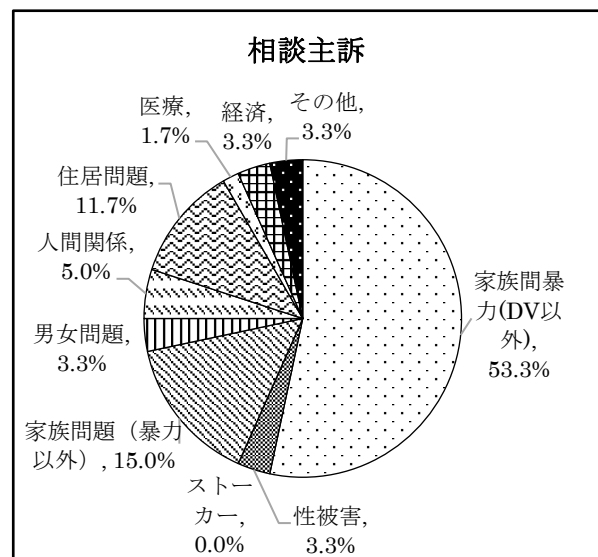


(3) 現住地（単位：人）

現住地	人数	割合	北	上京	左京	中京	東山	山科
			5	4	1	2	0	5
			下京	南	右京	西京	伏見	不明
			4	6	7	3	10	5
京都市内	52	(86.7%)						
京都府下	1	(1.6%)						
他府県	7	(11.7%)						
不明	0	(0.0%)						
合計	60	(100.0%)						

(4) 相談の主訴（単位：人）

家族間暴力(DV以外)	32	53.3%
性被害	2	3.3%
ストーカー	0	0.0%
家族問題（暴力以外）	9	15.0%
男女問題	2	3.3%
人間関係	3	5.0%
住居問題	7	11.7%
医療	1	1.7%
経済	2	3.3%
その他	2	3.3%
合計	60	100.0%



※3 男女問題＝恋愛関係のもつれ、性的ないやがらせ

家庭内暴力（DV 以外）の加害者との関係性

実父母	2 2
子	5
兄弟・姉妹	2
その他	1
合計	3 2

家庭内暴力の加害者（DV 以外）との同居の有無

同居	8
別居	2 4
不明	0
合計	3 2

（５）就労状況（単位：人）

有 2 6 (43.3%)	正社員	パート	自営	家業	他	不明
	9 (34.6%)	8 (30.8%)	1 (3.8%)	0 (0.0%)	2 (7.7%)	6 (23.1%)
無 3 0 (50.0%)						
不明 4 (6.7%)						
合計 6 0 (100.0%)						

（６）心身の状況（単位：人）

通院の有無※ ⁴		
有	2 4	(40.0%)
無	2 3	(38.3%)
不明	1 3	(21.7%)
合計	6 0	(100.0%)

※⁴心療内科・精神科の通院についてのみ

障害の状況※ ⁵		
身体障害	1	(1.7%)
精神障害	1 0	(16.7%)
知的障害	3	(5.0%)
不明	0	(0.0%)
合計	1 4	(23.3%)

※⁵障害者手帳の所持者。（ ）内は相談者数 60 名中の割合

（７）センターを知った経緯（単位：人）

市区役所	1 0
保健福祉センター	5
相談機関	1 0
警察	1
他都市	2
児童相談所	0
法務	1
医療機関	0
福祉施設	1
広報	5
メディア	0
ネット	7
親族・知人	8
その他	2
不明	8
合 計	6 0

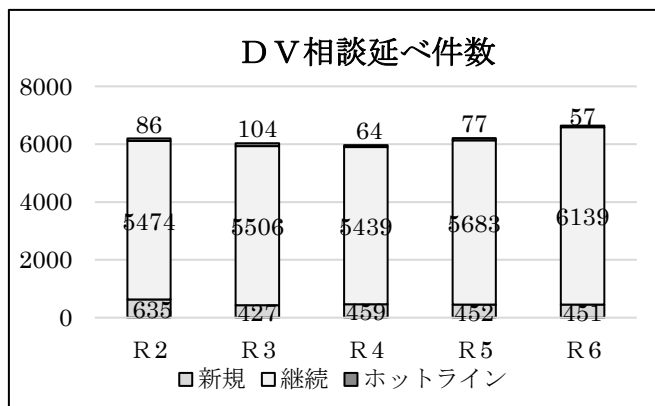
京都市DV相談支援センターの相談支援状況

(令和6年7月1日～令和7年3月31日)

1 京都市DV相談支援センターの相談全般（京都市共生社会推進室より）

(1) 相談延べ件数（単位：件）

	R2	R3	R4	R5	R6
DV相談	6195	6037	5962	6212	6647
（うち新規）	635	427	459	452	451
（ 継続）	5474	5506	5439	5683	6139
（緊急ホットライン）	86	104	64	77	57
その他の相談※6	106	152	112	125	74
合計	6301	6189	6074	6337	6721



※6 R2～5年度はDV以外の女性相談と男性相談を合わせた件数、R6年度は、男性相談。

(2) 相談支援の状況（単位：件）（DV相談延べ件数 6647 件の内訳）

電話相談※7	5305
来所相談	900
同行	307
訪問	35
代行	38
ケース会議	5
緊急ホットライン	57

※7 電話相談件数は、来電、架電の合計件数。
関係機関の連絡等を含む。

(3) 面接相談以外の主な支援の状況（単位：件） ※8 市営住宅、精神科医相談は、R6年度より統計開始

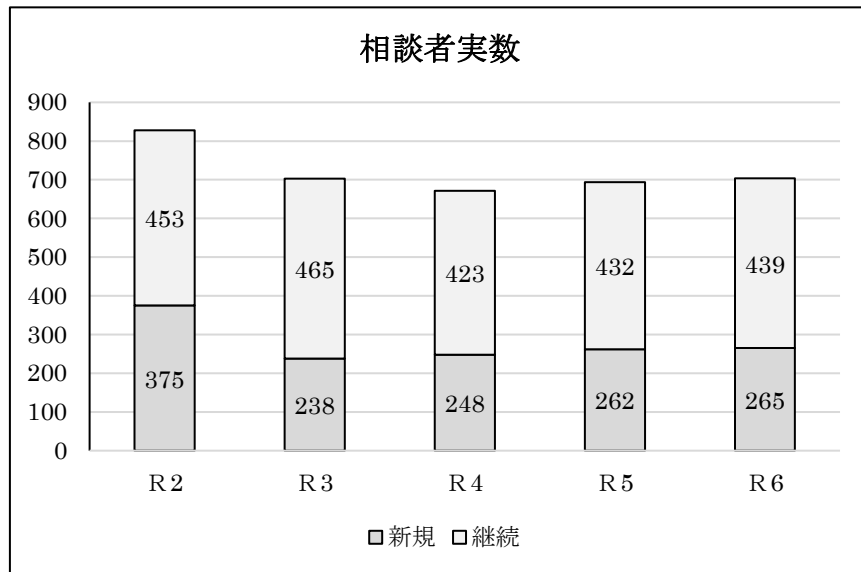
	R2	R3	R4	R5	R6
安全確保(シェルター等利用)	5	6	9	8	14
保護命令対応(書面請求回答)	11	11	4	8	21
証明書発行	371	265	287	301	341
市営住宅入居(DV枠)※8	—	—	—	—	4
市営住宅意見書発行※8	—	—	—	—	19
弁護士相談	42	35	28	45	26
カウンセリング	90	67	70	79	82
精神科医相談 ※8	—	—	—	—	0

2 京都市DV相談支援センターの相談者のうち氏名の判明しているもの

令和6年3月31日現在（野菊荘統計より）

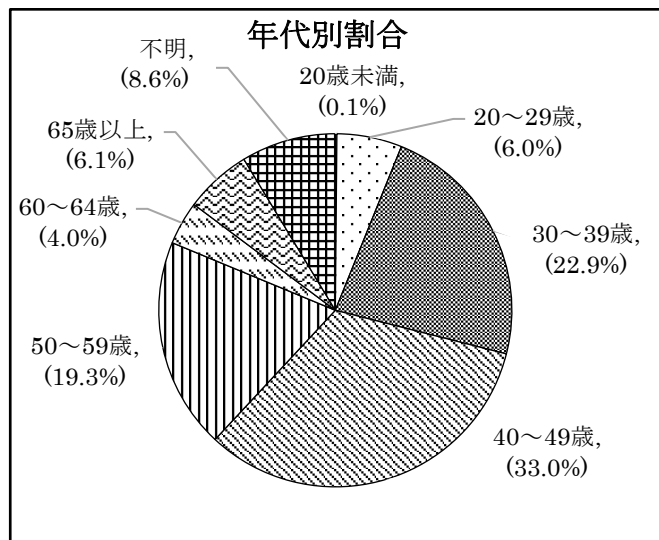
（1）相談者実数（単位：人）

	R2	R3	R4	R5	R6
新規	375	238	248	262	265
継続	453	465	423	432	439
合計	828	703	671	694	704



（2）年代（単位：人）

年代	人数	
20歳未満	1	(0.1%)
20～29歳	42	(6.0%)
30～39歳	161	(22.9%)
40～49歳	232	(33.0%)
50～59歳	136	(19.3%)
60～64歳	28	(4.0%)
65歳以上	43	(6.1%)
不明	61	(8.6%)
合計	704	(100.0%)

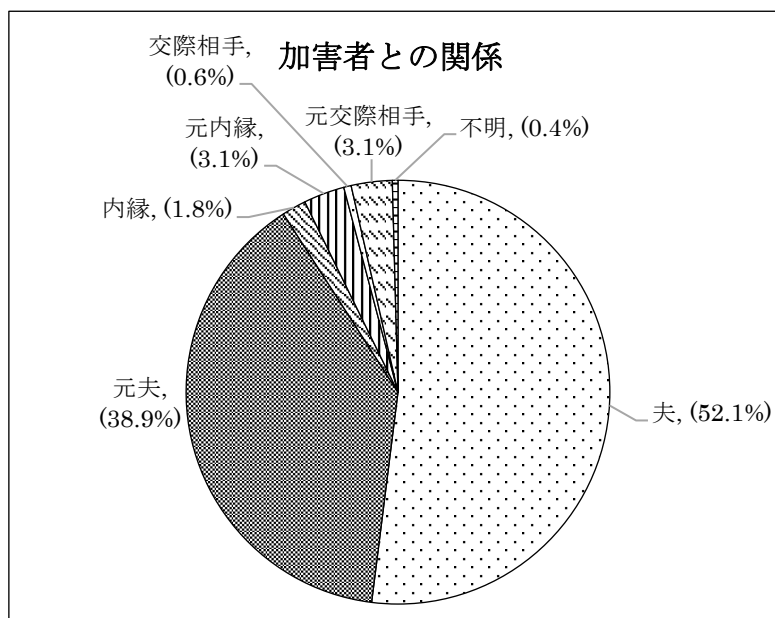


(3) 現住地 (単位：人)

京都市内 599	(85.1%)	北	上京	左京	中京	東山	山科
		31	30	44	49	10	50
		下京	南	右京	西京	伏見	不明
		30	30	133	63	113	16
京都府下 18	(2.6%)						
他府県 78	(11.1%)						
不明 9	(1.2%)						
合計 704	(100.0%)						

(4) 加害者との関係 (単位：人)

	R 2		R 3		R 4		R 5		R 6	
夫	483	(58.3%)	394	(56.1%)	366	(54.5%)	380	(54.8%)	366	(52.1%)
元夫	265	(32.0%)	246	(35.0%)	250	(37.3%)	253	(36.5%)	274	(38.9%)
内縁	18	(2.2%)	15	(2.1%)	12	(1.8%)	9	(1.3%)	13	(1.8%)
元内縁	24	(2.9%)	20	(2.8%)	15	(2.2%)	14	(2.0%)	22	(3.1%)
交際相手	18	(2.2%)	15	(2.1%)	11	(1.6%)	12	(1.7%)	4	(0.6%)
元交際相手	13	(1.6%)	11	(1.6%)	13	(1.9%)	19	(2.7%)	22	(3.1%)
不明	7	(0.8%)	2	(0.3%)	4	(0.6%)	7	(1.0%)	3	(0.4%)
合計	828	(100.0%)	703	(100.0%)	671	(100.0%)	694	(100.0%)	704	(100.0%)



(5) 加害者との同居の有無 (単位：人)

同居	168	(23.9%)
別居	532	(75.6%)
不明	4	(0.5%)
合計	704	(100.0%)

(6) 同居の子の有無 (単位：人)

有	4 8 8	(69.3%)
無	2 0 3	(28.8%)
不明	1 3	(1.9%)
合計	7 0 4	(100.0%)

(7) 同居している子の年齢(複数回答) (単位：人)

0～6歳	7～12歳	13～18歳	18歳以上	不 明
2 4 4 (28.9%)	2 2 4 (26.5%)	2 2 8 (27.0%)	1 4 3 (16.9%)	5 (0.7%)

(8) 就労状況 (単位：人)

有 4 3 7 (62.1%)	正社員	パート	自営	家業	他	不明
	1 6 2 (37.1%)	1 7 5 (40.0%)	2 8 (6.4%)	1 0 (2.3%)	3 8 (8.7%)	2 4 (5.5%)
無 2 3 2 (33.0%)						
不明 3 5 (4.9%)						
合計 7 0 4 (100.0%)						

(9) 心身の状況 (単位：人)

通院の有無※4		
有	1 7 1	(24.3%)
無	4 3 2	(61.4%)
不明	1 0 1	(14.3%)
合計	7 0 4	(100.0%)

障害の状況※5		
身体障害	1 0	(1.4%)
精神障害	5 5	(7.8%)
知的障害	7	(1.0%)
不明	0	(0.0%)
合計	7 2	(10.2%)

※9 心療内科・精神科の通院についてのみ。

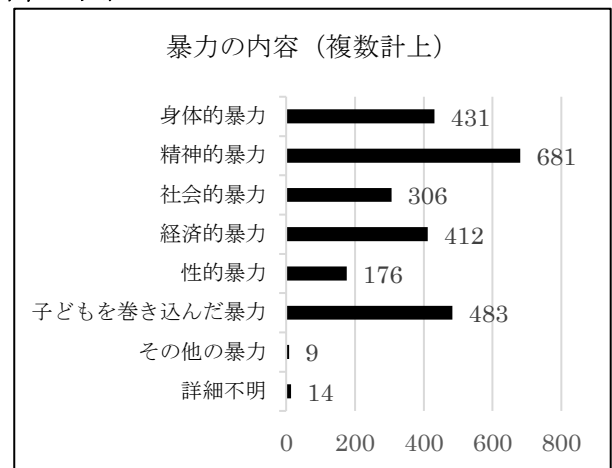
※10 障害者手帳の所持者。()内は相談者数 704 名中の割合

(10) センターを知った経緯 (単位：人)

	R 2		R 3		R 4		R 5		R 6	
市区役所	211	(25.5%)	164	(23.3%)	150	(22.4%)	149	(21.5%)	158	(22.4%)
保健福祉センター	57	(6.9%)	65	(9.3%)	64	(9.5%)	79	(11.4%)	72	(10.2%)
相談機関	66	(8.0%)	55	(7.8%)	73	(10.9%)	83	(12.0%)	90	(12.8%)
警察	22	(2.7%)	28	(4.0%)	30	(4.5%)	38	(5.5%)	43	(6.1%)
他都市役所	32	(3.9%)	31	(4.4%)	25	(3.7%)	27	(3.9%)	21	(3.0%)
児童相談所	33	(4.0%)	29	(4.1%)	37	(5.5%)	31	(4.5%)	26	(3.7%)
法務	15	(1.8%)	12	(1.7%)	18	(2.7%)	19	(2.7%)	27	(3.8%)
医療機関	19	(2.3%)	14	(2.0%)	9	(1.3%)	9	(1.3%)	14	(2.0%)
福祉施設	19	(2.3%)	24	(3.4%)	17	(2.5%)	18	(2.6%)	19	(2.7%)
広報	35	(4.2%)	28	(4.0%)	27	(4.0%)	25	(3.6%)	21	(3.0%)
メディア	0	(0.0%)	1	(0.1%)	1	(0.1%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
ネット	109	(13.2%)	91	(13.0%)	78	(11.6%)	96	(13.8%)	86	(12.2%)
親族・知人	82	(9.9%)	75	(10.7%)	64	(9.5%)	59	(8.5%)	59	(8.4%)
その他	14	(1.7%)	7	(1.0%)	16	(2.4%)	14	(2.0%)	25	(3.6%)
不明	114	(13.8%)	79	(11.2%)	62	(9.2%)	47	(6.8%)	43	(6.1%)
合 計	828	(100.0%)	703	(100.0%)	671	(100.0%)	694	(100.0%)	704	(100.0%)

(11) DV被害の状況 (種類別、複数回答) (単位：人)

身体的暴力	4 3 1
精神的暴力	6 8 1
社会的暴力	3 0 6
経済的暴力	4 1 2
性的暴力	1 7 6
子どもを巻き込んだ暴力	4 8 3
その他の暴力 (在留資格を利用した暴力等)	9
詳細不明	1 4

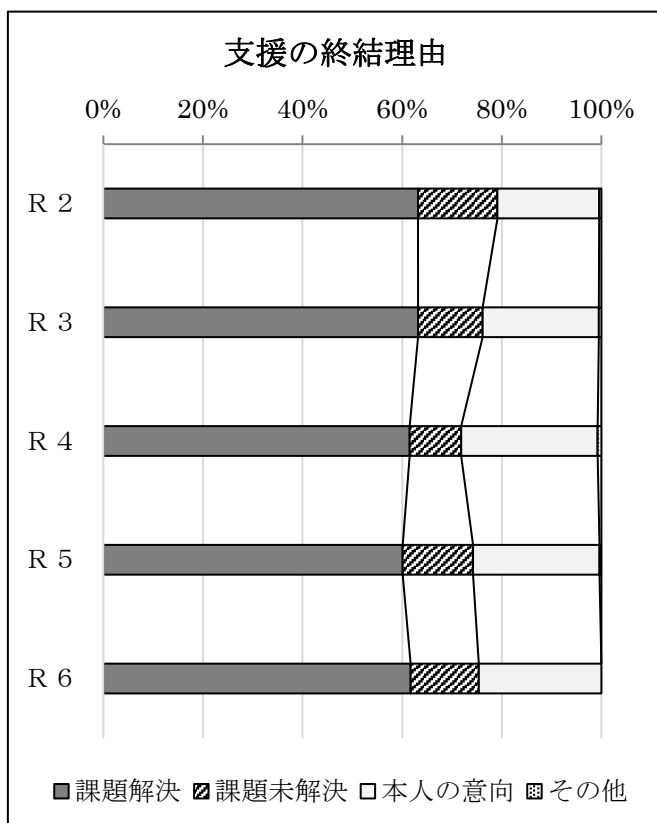


(12) 相談時の課題 (複数回答) (単位：人)

DVの理解	関係整理	緊急避難	安全な生活	避難準備	通報	健康(身体)	健康(精神)	経済	生活	住宅	子ども	保護命令	証明書発行	その他
201	334	12	304	53	18	0	11	22	9	23	58	17	166	1

(13) 支援の終結理由 ※11 (単位：人)

	R2		R3		R4		R5		R6	
課題解決	427	(63.2%)	376	(63.2%)	332	(61.5%)	336	(60.1%)	351	(61.7%)
関係整理	104	(24.4%)	82	(21.8%)	79	(23.8%)	78	(23.2%)	87	(24.8%)
施設入所	12	(2.8%)	12	(3.2%)	11	(3.3%)	15	(4.5%)	13	(3.7%)
保護避難	41	(9.6%)	34	(9.0%)	33	(9.9%)	23	(6.8%)	33	(9.4%)
制度利用	163	(38.2%)	153	(40.7%)	133	(40.1%)	136	(40.5%)	148	(42.2%)
生活安定	23	(5.4%)	15	(4.0%)	11	(3.3%)	13	(3.9%)	11	(3.1%)
機関支援	68	(15.9%)	68	(18.1%)	60	(18.1%)	67	(19.9%)	55	(15.7%)
他支援有	16	(3.7%)	12	(3.2%)	5	(1.5%)	4	(1.2%)	4	(1.1%)
課題未解決	108	(16.0%)	77	(12.9%)	56	(10.4%)	79	(14.1%)	78	(13.7%)
連絡不可	43	(39.8%)	25	(32.5%)	18	(32.1%)	28	(35.4%)	29	(37.2%)
応答無・拒否	16	(14.8%)	13	(16.9%)	14	(25.0%)	15	(19.0%)	19	(24.4%)
通報	38	(35.2%)	34	(44.1%)	19	(33.9%)	30	(38.0%)	16	(20.5%)
他支援届かず	11	(10.2%)	5	(6.5%)	5	(8.9%)	6	(7.6%)	14	(17.9%)
本人の意向	138	(20.4%)	139	(23.4%)	148	(27.4%)	142	(25.4%)	140	(24.6%)
主訴取下	19	(13.8%)	13	(9.3%)	18	(12.2%)	15	(10.6%)	15	(10.7%)
情報提供解決	108	(78.3%)	97	(69.8%)	106	(71.6%)	108	(76.1%)	110	(78.6%)
終結自己確認	11	(8.0%)	29	(20.9%)	24	(16.2%)	19	(13.4%)	15	(10.7%)
その他	3	(0.4%)	3	(0.5%)	4	(0.7%)	2	(0.4%)	0	(0.0%)
合 計	676	(100.0%)	595	(100.0%)	540	(100.0%)	559	(100.0%)	569	(100.0%)



※11 (13)で使用した言葉の説明。

関係整理…離婚など加害者との関係が整理出来、安全で安定した生活が送れるようになった。
施設入所…母子生活支援施設や高齢者施設等の福祉施設に入所し支援を受けながら安全で安定した生活が送れるようになった。
保護・避難…保護施設を利用し、支援を受けて安全な生活を送ることができるようになった。または避難が出来、安全で安定した生活が送れるようになった。
制度利用…証明書の発行等、必要な制度利用が出来、安全で安定した生活が送れるようになった。
生活安定…夫との生活が改善し、安全で安定した生活が継続出来るようになった。
機関支援…本人が希望する、継続した他機関での支援がある。
他支援…親族等による、継続した支援があり、機関での支援が必要ではない。
連絡不可…連絡先が不明もしくは連絡先がない場合で、継続したセンターからの支援が出来ない。
応答無・拒否…架電をしたが、応答されない、または架電拒否で連絡がとれない。
通報…本人以外からの相談で、本人と直接連絡を取ることが出来ない。
支援届かず…課題があり支援が必要な状況だが、本人が支援を希望しない。
主訴取下げ…当初DVの相談をしたが、DVの相談を希望しなくなった。
情報提供理解…DVやその他の情報について理解が得られ、他の支援を希望しない。
終結自己決定…支援を希望せず、相談者が自身で解決することを決定した。
その他…上記に当てはまらないもの。

注意：本紙記載事項の転用を禁じます。

2024年度事業報告

社会福祉法人 宏量福祉会
山ノ内児童館
常磐野児童館

1. はじめに

事業継続が安定していく中、利用者の声をききとり、事業や活動に取り入れ、すすめていく中、こどもたちの元気な声がひびくようになった。

学童クラブへの登録児童の増加傾向が今後も見込まれる状況となり、段階を踏んで学童版うえぶさくらのシステムのサービスの提供していくことをすすめていくこととした。

2. 重点報告事項

① 児童館環境整備計画を進めた

衛生的な環境を整え、利用者にとって使いやすい環境が提供できるように、修繕・備品購入を行い施設整備を継続した。

② 関係機関、地域各種団体との連携

「基幹ステーション」として、地域（小学校通学区域）の子育てネットワークづくりの事業を進め、地域と連携を取りながらの事業をすすめた。

③ 職員研修による職員の資質向上

外部研修として京都市児童館・学童保育所職員研修実施要綱に基づいた「行政研修」への職員の派遣を実施した。

3. 基本理念

『 つどう つながる ささえあう 』

法人の定款および京都市児童館活動指針（京都市策定）に基づいて、「子ども」「家庭」「地域」を事業の柱とし、地域における児童の健全育成と子育て支援の拠点としての役割を担っていく。

京都市山ノ内児童館

重点報告事項

- ・児童館等指導監査(書面監査)を実施。
- ・京都市山ノ内児童館指定管理に係る協定が締結する。
指定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日
- ・児童館南側に建設計画された共同住宅建築の京都市山ノ内児童館への日照権・利用者に対してプライベート・安全確保への申し立てを京都市建物指導課に紛争調停を申し出た。
- ・共同住宅建築計画により、館庭整備をおこなった。
- ・京都市山ノ内児童館が40周年を迎えることとなり、地域の皆様とともに「山ノ内児童館40周年のお祝い会」を実施した。

< 児童館事業 >

1. 子育て家庭支援

1) マタニティー・赤ちゃんタイム

毎週月曜日に妊婦・0歳児と保護者対象で行う。

登録 25組

実施回数 25回 延べ参加人数 273人（乳幼児136人・保護者137人）

2) ひよこクラブ

毎週金曜日に1歳児と保護者対象で行う。

登録 9組

実施回数 32回 延べ参加人数 192人（乳幼児98人・保護者94人）

3) うさぎクラブ

毎週火曜日に2歳児～就学前児と保護者対象で行う。

登録 8組

実施回数 32回・延べ参加人数 303人（乳幼児167人・保護者136人）

ひよこ・うさぎ合同運動会あそび（運動会遊びを通して雰囲気を楽しむ）

実施回数 1回 参加人数 22人（乳幼児12人・大人10人）

4) ファミリータイム

土曜日に0歳～就学前児の家族対象（祖父母可）で行う。

実施回数 39回・延べ参加人数 43人（乳幼児21人・保護者22人）

5) うきうき広場

平日（乳幼児クラブ実施日はクラブ終了後）、0歳～就学前児と保護者対象で行う。自由に遊ぶ日とし、おもちゃなど準備し環境を設定する。

延べ参加人数 910人（乳幼児495人・保護者411人・小学生低学年1人）

6) 親子リトミック教室

毎月1回、10ヶ月～3歳を対象に、リトミックを行う。

講師 リトミック講師 竹内みどり氏（山ノ内学区在住）

実施回数 12回

延べ参加人数 126人（乳幼児61人・大人53人・ボランティア大人12人）

7) 保健師さんとの交流

10月に右京子どもはぐくみ室へ保健師派遣を依頼し、子育ての不安解消を目的にマタニティータイム・赤ちゃんタイムの際に実施する。

随時、児童館利用の気になる家庭について情報交換を職員と行う。

実施回数 1回 参加人数 16人（乳幼児6人・大人10人）

8) 防災講座

京都先端科学大学の学生による災害食の調理と試食。

実施回数 1回 参加人数 10人（小学生4人・大人6人）

9) 乳幼児家庭対象救急法

右京消防署員に来ていただき乳幼児家庭向けの救急法・災害時の避難について教えてもらう

実施回数 1回 参加人数 13人（乳幼児6人・大人7人）

2. 子ども育成

1) 卓球広場

毎週金曜日に小学生対象で行う。

実施回数 30回・年間活動延人数 196人

2) こうさくクラブ

登録した児童を対象に工作を行う。

実施回数 10回・年間活動延人数 193人

3) ダンスクラブ

毎月2回小学生対象で行う。

実施回数 30回・年間活動延人数 364人

（合同194人・低学年74人・高学年96人）

4) ひだまりクラブ

毎月1回、同法人つどいの広場 ひだまり・ホット・みやこに来所する乳幼児親子と小学生の交流を行う。

（R6年9月～R7年2月まで建物耐震工事の為訪問なし）

実施回数 6回・年間参加延人数 55人

5) ブロック交流行事

右京ブロック児童館まつり 5月18日（土）ステージ発表参加人数 36人

あそび交流会 6月22日（土）参加人数 4人

ドッジボール交流会 3月25日（金）参加人数 33人

（低学年23人高学年10人）

6) ワライバ

中高生の時間として18:00～19:00の時間に児童館および四条中学校体育館であそび・運動を展開する。

実施回数 12回 延参加人数 39人

7) 障害のある児童の受け入れ

随時児童館各事業に参加、一緒に取り組みを行う。

8) 常磐野児童館との交流

同法人の児童の交流を図る予定であったが、日程調整ができず中止

9) 避難訓練

乳幼児クラブ時・自由来館時など様々な時間帯で行い、緊急時の対応を確認する。

実施回数 6回 参加延人数 176人 (小学生 156人 大人 20人)

10) 消火訓練

乳幼児クラブ時・自由来館時など様々な時間帯で行い、館内出火時の職員の対応を確認する。

実施回数 12回 延参加人数 49人

11) 小学校での遊びの広場

山ノ内小学校を借り、ドッジボールで遊ぶ。

実施回数 1回 参加人数 22人 (低学年 17人・高学年 5人)

3. 地域福祉促進

1) 卓球サークル (自主サークル)

木曜日に地域の大人対象で実施する。

実施回数 33回・年間活動延人数 206人

2) 手話サークル (自主サークル)

第2・3土曜日に大人対象で実施する。

実施回数 21回・年間活動延人数 0人

3) ママ'ズベル (母親クラブ)

毎月最終土曜日に子育て中の母親が中心となるボランティアグループがミュージックベルの練習を行う。

実施回数 12回・年間活動延人数 28人

4) 介助者懇談会

定期的に介助者との懇談会を開き、情報交換していく中で障害のある子どもに対して円滑な援助をする。

実施回数 3回 登録人数 4人・年間参加人数 9人

5) 山ノ内ふれあいフェスティバル

山ノ内社会福祉協議会・山ノ内自治連合会主催の学区まつりへ、こども向けあそびコーナーを野菊荘と合同で展開。

実施日 11月3日(日) 参加人数 約100人

6) 山ノ内児童館40周年お祝い会

山ノ内児童館40周年を祝う会を実施。

実施日 11月10日(日) 参加人数 185人

(乳幼児 28人・小学生 108人・中高生 5人・大人 44人)

7) ミュージックベルコンサート

ママさんサークル「ママ『ズベル』」さんによるミュージックベルコンサート

実施日 2月1日(土) 参加人数 55人

(乳幼児16人・小学生10人・大人29人)

8) **ブラスアンサンブルアミーゴコンサート**

ママさん吹奏楽団によるコンサート

実施日 3月3日(月) 参加人数 48人

(乳幼児16人・大人16人・ボランティア16人)

9) **まいにち体操**

ラジオ体操第1を行う。 延参加人数 2237人

10) **山ノ内児童館運営協力会**

所属団体：山ノ内自治連合会・山ノ内社会福祉協議会・山ノ内更生保護女性会・
卓球サークル・手話サークル・ママ'ズ ベル・学童クラブ保護者会・介助者
会議回数 4回

11) **エコ活動**

使用しなくなった乳幼児家庭向けの物品を回収し、西部まち美化事務所へ渡す。
提供家庭 7家庭

12) **図書の本貸し出し**

総貸し出し件数 53件

13) **子育て相談**

延べ相談件数 1件

14) **地域子育て支援ネットワーク会議**

地域子育て支援施設や機関のネットワーク作りのための会議を基幹ステーションとして実施。

所属団体 17団体 会議回数 2回

15) **小学生のだがしや**

児童館育成室・遊戯室にて、地域の小学生を対象に駄菓子販売を行う。小学生のみ購入可とすることでお金の管理を養えるように促す。

実施回数 5回 参加延人数 378人

(小学生低学年 176人・小学生高学年 151人)

16) **小学生のおかわり食堂**

毎月第3土曜日、地域の小学生を対象に無料で子ども食堂を行う。山ノ内民生児童委員会の協力を得ている。

実施回数 12回 延参加人数 947人

(小学生低学年 390人・小学生高学年 497人 大人 60人)

17) **伝統工芸体験**

小学生中心の親子参加で伝統工芸体験(京友禅染エコバッグ)を実施

実施日 9月28日(土) 参加人数 31人

18) 法人研修

普通救命講習の研修に参加。職員の資質向上を図る。

実施回数 1 回

< 学童クラブ事業 >

1) 避難訓練、防犯・交通安全指導

主に水害・火災・地震、それに伴う出火を想定した訓練を定期的に行い、非常時にとるべき行動や自己防衛することの大切さを学ぶことができた。またサイバー学習として講師を招き身近にあるスマホやゲームの使用時における注意点やネットトラブルにおける対策法を学んだ。安全指導として集団帰宅においては継続的な安全確認・見回り・指導（小学校下校指導期間中は小学校と連携した送り迎えの実施）を行い、帰館中・帰宅中の危険因子を共有することで事故や怪我の防止につながった。今後も家庭や地域とも連携しながら継続し、職員間での緊急時対応についても同時に確認していく必要がある。

内 容－避難訓練・ネットトラブル対策講座等

参加人数－延べ 168 人

2) 山ノ内小学校・放課後デイサービスとの連携

一人ひとりの子どもの家庭状況・心理状況を把握し情報交換を行うとともに共通理解を持てるよう努める。また各機関の利用方法等について相互理解した上で個々への細やかな対応に努めた。

3) 保護者会行事（親子行事・交流会）

活動への相互参加や共同の活動実施等により、学童クラブへの理解や保護者同士のつながりが深まるよう協力していく。

行事内容－観劇「タックンとおりがみおじさん」

参加人数－69 人

4) 季節行事・集団活動

集団・グループでの活動を通して、様々な体験を共にすることより、共感する中で仲間意識を高めていく。

参加人数－誕生日祝い	延べ 1237 人
工作	延べ 360 人
七夕短冊作り	延べ 66 人
館外活動	54 人
水あそび	延べ 22 人
ハロウィンあそび	延べ 120 人
新春の集い	33 人
絵馬作り	延べ 42 人
節分あそび	10 人

ひなまつりあそび	22 人
みんなあそび	延べ 239 人
だがしデー	50 人

合計 2255 人

5) 花壇・菜園作りと収穫

植物を自分たちで育て収穫することを楽しむ。また継続的に水やりや草抜き等の世話や観察をすることで、植物に対する知識や食に対する意識を高める。

花壇内容－チューリップ

菜園内容－紫蘇・ミニトマト・パプリカ・オクラ・さつまいも など

参加人数－芋ほり 延べ 41 人

収穫祭 51 人

合計 92 人

6) 昼食提供

衛生管理の徹底をした上でみんなで同じ内容の昼食を食べる。食事を楽しみながら食への興味関心や保護者への感謝の気持ちを深めるとともに昼食準備をする保護者の負担軽減にもつなげる。

昼食内容－ピザ・弁当・カレーライス等

提供人数－延べ 199 人

7) ステージ発表や検定

発表に向けてダンスやけん玉などの練習を積み重ね、その成果を披露することで緊張感と達成感を体験できる場とする。また仲間とひとつの目標に向かって取り組むことで一体感や協調性を深める機会にもなっている。

発表参加人数－右京ブロックじどうかんまつり 36 人

おたのしみ会 延べ 115 人

けん玉検定 延べ 80 人

合計 231 人

8) 終了式

年度終了にあたり終了記念制作や終了証書授与式を行い、今年度を振り返り進級への自覚を促す。また育成室の掃除やロッカーの整理を行い次年度への準備と切り替えを行う。

参加人数－終了式 38 人

新年度準備 11 人

合計 49 人

9) 学童クラブ説明会

新規登録家庭を対象に学童クラブ事業について説明を行う。

10) クラス毎の活動

活動内容に応じて少人数のクラス単位で取り組み、落ち着いて活動に集中しクラスの帰属意識を持たせる機会とした。

1 1) 子育て相談・保護者懇談会など

必要に応じて小学校や京都市児童相談所との連携をとる。また子どもたちの様子を伝え合い共通理解を深める場として懇談会や親子参加の行事を実施する。学童クラブ児童保護者より児童や家族間についての相談を受けた際は、その都度保護者からの相談内容を真摯に受け止め対応を図る。

内容－保護者懇談会・個人懇談会・新規登録家庭面談・見学等

対応人数－延べ 68 人

令和6年度 実施事業内容

実施月	児童館事業	学童クラブ事業
4月	・まいにち体操 ・各クラブ・サークル開始 ※1 ・毎月の取り組み開始 ※2 ・障害のある児童の受入れ（毎月） ・子育て相談（随時） ・リサイクル品回収（随時） ・地域清掃（随時） ・保護者会総会 ・運営協力会 ・京都先端科学大学実習打ち合わせ ・ボランティア受入れ ・避難訓練 ・消火訓練(毎月)	・手洗い・うがい促進（毎日） ・帰宅指導（随時） ・子育て相談（随時） ・誕生祝い開始（毎月） ・まいにち体操（毎土曜・長期休業中） ・おたのしみ会 ・菜園苗植え（ミニトマト・紫蘇・パプリカ） ・保護者会総会 ・保護者会引継ぎ会議 ・新規登録家庭面談 ・山ノ内小学校教員との懇談
5月	・右京ブロックじどうかんまつり 2024 ・京都先端科学大学実習生受入れ ・保護者会引継ぎ会	・菜園種植え（オクラ） ・菜園世話 ・右京ブロックじどうかんまつり 2024 引率 ・右京ブロックじどうかんまつり 2024 ステージ発表練習 ・右京ブロックじどうかんまつり 2024 ステージ発表 ・避難訓練（水害）
6月	・介助者懇談会 ・運営協力会 ・右京ブロックあそび交流会 ・小学生のだがしや ・避難訓練 ・京都先端科学大学実習生受入れ	・七夕短冊作り ・菜園苗植え（さつまいも） ・球根掘り（チューリップ） ・菜園世話 ・保護者会会議
7月	・イオン子育てほっと広場 ・介助者懇談会 ・保護者懇談会 ・京都先端科学大学防災講座打ち合わせ ・山ノ内学区地域子育て支援ステーション会議	・七夕短冊作り ・工作「プラバンキーホルダー」「ぶんぶんごま」 ・昼食提供（ピザ） ・菜園苗植え（さつまいも） ・菜園世話収穫 ・保護者懇談会 ・避難訓練（不審者）
8月	・避難訓練 ・京都先端科学大学 学生による防災講座	・けん玉検定 ・水あそび ・工作「タイルコースター」 ・だがしデー ・館外活動「観劇」 ・昼食提供（弁当） ・菜園世話と収穫 ・ネットトラブル対策講座
9月	・山ノ内ふれあいまつり話し合い ・伝統工芸体験	・工作「パッチンガエル」「紙コップロケット」 ・菜園世話と収穫 ・避難訓練 ・保護者会親子行事「観劇」 ・避難訓練（土砂災害）

10月	・保健師さんとの交流 ・避難訓練 ・介助者懇談会	・工作「プラバンキーホルダー」「ハロウィンモビール」 ・ハロウィンあそび ・菜園世話
11月	・山ノ内ふれあいフェスティバル ・児童館 40 周年お祝い会	・工作「プラバンキーホルダー」 ・芋ほり ・収穫祭 ・3 年生会議 ・避難訓練（火災）
12月	・小学生のだがしや ・避難訓練	・工作「へびキャンドル」「プラバンキーホルダー」 ・昼食提供（カレーライス） ・チューリップ球根植え ・おたのしみ会出し物話し合いと練習 ・おたのしみ会出し物練習 ・おたのしみ会 ・個人懇談会
1月	・同志社大学実習オリエンテーション	・工作「へびキャンドル」 ・新春の集い ・絵馬作り ・みんなあそび「ドッジボール」 ・避難訓練（地震）
2月	・ミュージックベルコンサート ・同志社大学実習生受入れ ・避難訓練	・工作「プラバンキーホルダー」 ・節分あそび ・みんなあそび「ドッジボール」 ・ミュージックベルコンサート引率 ・新規登録家庭面談
3月	・乳幼児家庭対象救急法 ・プラスアンサンプルアミーゴ コンサート ・右京ブロックドッジボール交流会 ・小学校のあそびの広場 ・小学生のだがしや ・山ノ内学区地域子育て支援ステーション会議 ・介助者懇談会 ・運営協力会 ・同志社大学実習生受け入れ	・ひなまつりあそび ・みんなあそび「ドッジボール」 ・終了式 ・終了記念品作り ・新年度準備 ・昼食提供（ピザ） ・避難訓練（地震） ・令和 7 年度学童クラブ登録説明会 ・新規登録家庭面談 ・山ノ内小学校教員との懇談

その他（※1）乳幼児クラブ・ファミリータイム・ダンスクラブ・こうさくクラブ・ひだまりクラブ

手話サークル(教室)・卓球サークル・母親サークル

（※2）卓球広場・親子リトミック教室・ワライバ・小学生のおかわり食堂

「児童館だより」・「どろんこ」・乳幼児家庭向け「わくわく通信」 一毎月発行

年間利用状況報告書

令和6年度

社会福祉法人宏量福祉会
京都市山ノ内児童館

1 児童館事業

	乳幼児	小学生		中高生	大人	ボランティア			合計	開館日数	1日 平均利用者数
		1～3年	4～6年			中高生	大学生	大人			
4月	37	39	47	3	57	0	0	25	208	25	8.3
5月	68	59	76	2	82	0	0	24	311	24	13.0
6月	58	119	137	2	123	0	0	28	467	25	18.7
7月	35	50	42	3	122	0	2	26	280	26	10.8
8月	16	43	34	2	30	0	2	27	154	26	5.9
9月	65	97	79	0	112	0	3	26	382	23	16.6
10月	73	48	69	2	105	0	2	21	320	26	12.3
11月	84	151	92	5	127	0	0	24	483	25	19.3
12月	75	146	121	6	116	0	0	26	490	24	20.4
1月	54	67	64	2	75	0	3	23	288	25	11.5
2月	79	74	70	6	105	0	4	19	357	22	16.2
3月	86	154	148	2	162	0	0	42	594	25	23.8
合計	730	1047	979	35	1216	0	16	311	4334	296	14.6

2 学童クラブ事業

	月初 登録児童数	述べ出席児童数							実施 日数	1日平均 出席 児童数	月～金 平均	土曜日 平均
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計				
4月	92	464	477	306	15	0	0	1232	25	49.3	56.9	9.5
5月	91	507	374	328	12	0	0	1221	24	50.9	53.4	3.3
6月	93	494	308	266	15	0	0	1083	25	43.3	53.0	4.6
7月	93	526	395	289	15	0	0	1225	26	47.1	54.7	5.3
8月	94	404	302	210	13	0	0	929	26	35.7	41.3	5.0
9月	86	460	233	191	0	0	0	884	23	38.4	45.4	5.5
10月	85	524	250	178	0	0	0	952	26	36.6	42.6	3.8
11月	84	483	229	149	0	0	0	861	24	35.9	41.9	5.8
12月	82	463	241	129	0	0	0	833	24	34.7	40.6	5.5
1月	81	439	207	100	0	0	0	746	25	29.8	34.7	4.3
2月	81	419	193	70	0	0	0	682	22	31.0	36.8	5.0
3月	81	445	232	101	0	0	0	778	25	31.1	37.2	7.0
合計		5628	3411	2317	70	0	0	11426	295	38.7		

年間総利用者数

児童館事業・学童クラブ事業 15,760人

京都市常磐野児童館

◎重点報告事項

- ・令和7年度京都市児童館指定管理者指定申請に向けて、第三者評価を受診した。
- ・安全計画に基づき、インターホンの修繕等を実施した。
 - ・昨年度に引き続き常磐野小学校の地域連携学習の取組みとして、6年生が乳幼児クラブに参加し赤ちゃんや母親と交流した。
 - ・常磐野学区ネットワークの構成メンバーで研修会を開催。「こどもの発達」～幼児期から学童期～と題して元小学校教諭の小松晃子氏を招いた。

< 児童館事業 >

1. 子ども家庭支援

1) あそびの広場

毎週月・水・木 0歳～就学前児と保護者対象

実施回数—101回 延べ参加人数 乳幼児—625人、保護者577人

登録制をとらず自由に気軽に遊べる日とし、トランポリンや滑り台などの大型遊具を準備し環境を設定、ままごとセットや積み木等も使用後は毎回、消毒を行った。

あそびの広場にあって、身長・体重測定（月2回）や砂場の開放（週2回）も実施。

2) りすクラブ

火曜日に生後8ヶ月までの乳児と保護者対象で行う

実施回数—38回 延べ参加人数 乳児269人、保護者258人

3) ひよこクラブ

火曜日に生後8ヶ月～1歳児と保護者対象で行う

実施回数—39回 延べ参加人数 幼児284人、保護者288人

4) くまクラブ

金曜日に1歳児以上と保護者対象で行う

実施回数—38回 延べ参加人数 幼児524人、保護者469人

5) 乳幼児クラブ合同行事

10月「りす・ひよこ・くま合同えんそく」	親子25組
10月「りす・ひよこ・くま合同ハロウィンパーティー」	親子36組
11月「りす・ひよこ・くま合同運動会」	親子19組
12月「りす・ひよこ合同クリスマス会」	親子15組
2月「乳幼児バレンタインイベント」	親子32組
3月「りす・ひよこ合同修了式」	親子15組

6) 子育て講座

6月「離乳食について①」講師：常磐野在住の管理栄養士さん	参加人数8人
7月「ベビーマッサージ」講師：池添敬子氏	参加人数14人
9月「おしえて！歯科衛生士さん・口腔ケアについて」	参加人数15人
11月「離乳食について②」講師：常磐野在住の管理栄養士さん	参加人数4人
11月「ベビーマッサージ」講師：池添敬子氏	参加人数8人
12月「おしえて！保健師さん・イヤイヤ期とその対応」	参加人数15人

7) パパもおいでよ♪あそびの広場

隔週土曜日の午前10時半～正午で開催。対象は、乳幼児とその父親。平日に実施している「あそびの広場」の土曜版として、父親も気軽に児童館を利用し、父親同士のつながりを持つ機会とする。また、家族での休日を楽しんでもらう場所とする。

実施回数—24回 延べ参加人数 乳幼児168人、保護者142人

8) みんな集まれ！あそびの日

月に一度、土曜日の午後1時半～3時で開催。参加は、家族単位。「プラレールの日」と「カプラの日」を交互に実施。家族での休日を楽しんでもらう場所とする。

実施回数—12回 延べ参加人数 乳幼児～小学生19人、保護者11人

9) じどうかんDE子育てサロン

常磐野民生児童委員会、常磐野学区社会福祉協議会との共催で実施。毎月1回、テーマを決めて実施。

実施回数—11回 参加人数 乳幼児115人、保護者116人

2. 子ども育成

1) 工作実験クラブ

毎週火曜日に小学3年生以上を対象に行う

実施回数—35回 年間活動延べ人数 141人

2) はんどめいどクラブ

隔週木曜日に小学3年生以上を対象に行う

実施回数—36回 年間活動延べ人数 155人

3) ドッジボールクラブ

隔週土曜日午前10時半～11時半に小学1年生以上を対象に行う

実施回数—17回 年間活動延べ人数 444人

4) トランポリンの日

毎月2回、第3水曜日、第4木曜日実施。幼児～小学生対象。

実施回数—24回 延べ参加人数 703人

5) 障がいのある児童の居場所

随時。小中学校育成学級及び特別支援学校の児童がガイドヘルパー同行で来館。放課後の居場所として、また、遊びを通じて障がいのある子とない子が交流。

今年度は、対象児童の利用がなかった。

6) 工作

ほぼ2カ月に1回実施。期間は3日間。小学生対象。

実施回数—6回 延べ参加人数 403人

実施内容—4月 プラバンキーホルダー 81人

6月 オリジナルパズル 65人

8月 バスボムづくり 73人

10月 紙皿飛行機をつくろう 60人

11月 まむしのたまご 55人

2月 オリジナルカードづくり 69人

7) アフター5は卓球タイム

中高生対象に午後5時以降の遊戯室を卓球専用に開放し、職員や他学年等と交流。

実施回数—27回 延べ参加人数 72人

8) オセロ・将棋道場

毎月1回、水曜日実施。小学生対象。

実施回数—12回 延べ参加人数 285人

3. 地域福祉促進

1) おはなし広場

毎月1回、月曜日実施。幼児～小学生対象。

実施回数—12回 参加人数 264人

地域在住の高齢者の方に来ていただき、素話や折り紙等を楽しむ。

2) 常磐野児童館納涼まつり（台風接近のため中止）

日時：8月31日（土）午後4時～6時

会場：常磐野小学校体育館

小学校高学年児童による「まつり子どもスタッフ」が、まつりの企画運営のため子どもスタッフ会議を事前に10回実施、延べ64人が参加した。

3) クリスマス会

日時：12月14日（土）午後1時30分～4時

会場：常磐野小学校体育館

参加人数：244人（乳幼児21人、小学生91人、高校生52人、大人80人）

あそびのコーナー、工作コーナー、学童クラブ児童の発表、嵯峨野高校吹奏楽部のミニ演奏会など

小学校高学年児童による「サンタクラブ」が、クリスマス会の企画運営のためサンタクラブ会議を事前に14回実施、延べ121人が参加した。

4) 親子防災訓練

日時：2月1日（土）午前10時～11時

会場：常磐野児童館および常磐野小学校グラウンド

参加人数：60人（乳幼児9人、小学生31人、大人20人）

常磐野消防分団、右京消防署嵯峨出張所にご協力いただき、火災時の避難訓練、消火器訓練を実施した。

< 学童クラブ事業 >

1) 入館式

小学校入学式終了後に、常磐野小学校中庭（屋外）で実施。

児童館長あいさつ、職員の紹介、2、3年生迎えの言葉のみで、短時間で実施。

2) 新1年生歓迎会

登録児童全員の自己紹介の後、有志による「けん玉ダンス」を披露した。

3) 防災訓練

常磐野消防分団や右京消防署との共催で実施。学童クラブ児童と家族を対象に、避難訓練、煙の中を歩く訓練、消火器訓練など実施。訓練後は、消防車両の見学も行った。

4) 保護者会行事

親子で楽しむ「ゆるスポーツ交流会」を企画、常磐野小学校の体育館及びグラウンドにて実施。

5) 昼食会

終業式や始業式など学校給食のない日にあわせて、お弁当を提供。

6) 3年生遠足

6年生に対象が拡大した学童クラブの折り返し地点にあたる3年生がグループに分かれ、施設内を見学した。

日程 2月15日(土)

場所 京都市青少年科学センター(京都市伏見区)

参加人数 3年生14人 職員4人

7) 修了式

修了児童、在館児童の発表を通じて、子どもたちが互いに仲間や自分の成長を認め合う会とする。今年度は、時間を短縮して実施。

8) お茶の会

常磐野学区社協や地域女性会等のご協力により実施。お点前の指導は、民生児童委員協議会の委員に依頼。子どもたちが自ら点てたお茶を保護者にふるまった。

上記以外に、学童クラブ保護者懇談会を年5回開催し、そのうちの1回(9月開催)は、毎週土曜日の昼間を利用した個人懇談会とし49人の参加があった。学童クラブでの子どもの生活の様子を伝え、短時間ではあるが、家庭での子どもの様子や、保護者が悩んでいることを出し合い情報交換できる場となった。また、懇談会を通じて、職員と保護者、また保護者同士のつながりをつくり、保護者同士の仲間づくりを援助している。今年度は、延べ295人(1回平均約59人)の保護者が参加した。

昨年に引き続き、小学校の中にある児童館であるため、気になる子どもや福祉的課題のある家庭のことについては、日常的に担任と懇談の機会を持っている。また、防犯や防災についてお互いの情報を共有し迅速な連携で利用児童やその家庭の安心・安全の確保に努めた。

令和6年度 実施事業内容

実施月	児童館事業	学童クラブ事業
4月	・りす・ひよこ・くま各クラブ開始 ・（※2）毎月の取組み開始 ・工作「プラバンキーホルダー」	・入館式 ・新一年生歓迎会 ・3年生会議 ・避難訓練
5月	・（※3）各小学生クラブ開始 ・右京ブロック児童館まつり2024	・リーダー会議 ・第1回学童クラブ保護者懇談会 ・右京ブロック児童館まつり2024
6月	・子育て講座「離乳食について①」 ・工作「オリジナルパズル」	・ハーブや花の苗植え ・リーダー会議 ・保護者会主催親睦会「ゆるスポーツ交流会」
7月	・子育て講座「ベビーマッサージ」 ・避難訓練&消火訓練	・第2回学童クラブ保護者懇談会 ・避難訓練&消火訓練
8月	・工作「バスボムづくり」 ・じどうかんで遊ぼう DAY (乳幼児親子対象) ・まつり子どもスタッフ会議 ・常磐野児童館納涼まつり（中止）	・水あそび ・手仕事「マーブリングうちわづくり」 ・常磐野児童館納涼まつり（中止） ・けん玉検定
9月	・子育て講座「おしえて！歯科衛生士さん」	・第3回学童クラブ保護者懇談会（9月の土曜日を使って個人懇談実施） ・学校担任との懇談 ・みんなあそび「じゃんけんリレー」
10月	・避難訓練 ・工作「紙皿飛行機をつくろう」 ・乳幼児合同遠足 ・乳幼児合同ハロウィンパーティー	・班替え，班会議 ・リーダー会議 ・みんなあそびデー「ドミノたおし」 ・避難訓練
11月	・乳幼児クラブ合同運動会 ・子育て講座「離乳食について②」 ・工作「まむしのたまご」 ・子育て講座「ベビーマッサージ」	・班会議（クリスマス会にむけて） ・お茶会（常磐野民生児童委員会共催） ・みんなあそびデー「ドッジボール」 ・第4回学童クラブ保護者懇談会 ・避難訓練
12月	・サンタクラブ会議 ・クリスマス会 ・子育て講座「イヤイヤ期の対応」 ・乳幼児合同クリスマス会	・班会議（クリスマス会にむけて） ・クリスマス会出し物発表 ・クリスマス会 ・年末大掃除&お楽しみ会 ・年末防災訓練
1月	・くまクラブおはなし会 ・乳幼児クラブ合同節分	・みんなあそびデー「駄菓子屋さん」 ・3年生修了制作（巾着袋作り） ・3年生文集制作 ・みんなあそび「カロム」

2月	・親子で防災訓練 ・工作「オリジナルカードづくり」 ・ひよこ・くま合同ひなまつり ・乳幼児クラブ体験会	・親子で防災訓練 ・3年生会議 ・3年生遠足「京都市青少年科学センター」
3月	・乳幼児クラブ修了式 ・ブロックドッジボール交流大会	・第5回学童クラブ保護者懇談会 ・新入館オリエンテーション ・退会児童記念品作成（絞り染め） ・修了式 ・年度末大掃除&お楽しみ会

その他

- (※1) 乳幼児クラブ「りすクラブ」「ひよこクラブ」「くまクラブ」
- (※2) 遊びの広場、パンプもおいでよ遊びの広場（月2回）、みんな集まれあそびの日、トランポリン（月2回）、おはなし広場、オセロ・将棋道場、じどうかん DE 子育てサロン
- (※3) はんどめいどクラブ、切り絵・切り紙クラブ、工作実験クラブ、ドッジボールクラブ

◆ 広報紙の発行等（毎月）

「ときわのじどうかんニュース」（全校配付・町内回覧）、「このゆびと一まれ」（学童クラブ保護者向け）
「りすだより」（乳児クラブ保護者向け）「ひよこ・くまだより」（幼児クラブ保護者向け）
常磐野児童館ホームページのリニューアルと更新（毎月）

◆ 常磐野学区会議への出席

常磐野児童館運営協力会総会及び情報交換会（年3回）
地域子育て支援ステーション常磐野学区ネットワーク会議（年4回）
常磐野小学校学校運営協議会理事会（年3回）
常磐野小学校放課後まなび教室実行委員会（年2回）
常磐野小学校学校体育施設開放事業運営委員会（年4回）

年間利用状況報告書

令和6年度

社会福祉法人宏量福祉会
京都市常磐野児童館

1 児童館事業

	乳幼児	小学生		中学生	大人	ボランティア			合計	開館日数	1日 平均利用者数
		1～3年	4～6年			中高 生	大学生	大人			
4月	111	21	19	0	99	0	0	8	258	25	10
5月	157	62	69	19	150	0	0	12	469	24	20
6月	170	70	43	18	179	0	0	13	493	25	20
7月	155	48	40	15	144	5	0	10	417	26	16
8月	108	13	53	2	96	0	0	13	285	26	11
9月	227	47	32	5	212	0	0	8	531	23	23
10月	263	62	36	6	244	2	0	12	625	26	24
11月	236	73	53	4	212	0	0	11	589	24	25
12月	232	47	187	25	270	50	0	11	822	24	34
1月	172	46	32	8	168	0	0	10	436	23	19
2月	242	62	42	1	233	0	0	13	593	22	27
3月	171	42	62	2	159	0	0	9	445	25	18
合計	2244	593	668	105	2166	57	0	126	5959	293	20

2 学童クラブ事業

	月初登録 児童数	述べ出席児童数							実施 日数	1日平均 出席 児童数	月～金 平均	土曜日 平均
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計				
4月	105	621	637	313	146	15	18	1750	25	70	83	3.8
5月	104	688	666	328	139	21	18	1860	24	78	87	8
6月	106	672	660	319	123	20	20	1842	25	73	89	5.4
7月	104	676	730	324	143	19	22	1914	26	74	86	3.8
8月	102	472	522	206	110	14	14	1338	26	51	63	2.2
9月	100	635	594	237	69	16	19	1570	23	68	82	3.8
10月	97	730	680	273	39	22	19	1763	26	68	80	3.5
11月	97	668	605	247	35	20	16	1591	24	66	79	4.5
12月	96	649	590	230	39	19	18	1545	24	64	77	3.8
1月	96	610	519	225	34	19	18	1425	23	62	74	4.8
2月	95	593	496	215	31	17	17	1369	22	62	75	3.5
3月	95	619	508	220	33	16	20	1416	25	57	70	4
合計		7633	7207	3137	941	218	219	19355	293	66		

年間総利用者数 児童館事業・学童クラブ事業 25,314人

2024年度事業報告

社会福祉法人 宏量福祉会
(つどいの広場) ひだまり・ホット・みやこ

1. はじめに

「京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業」は、京都市が乳幼児を持つ子育て中の親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行う場を設置、提供しており、宏量福祉会が受託して運営しています。

本法人の「京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業」の実施については、平成23年3月15日から業務受託し、「ひだまり・ホット・みやこ」として開所しました。

京都市ではさらなる事業の充実を図るため、平成27年度より出張ひろば、地域支援事業の実施を行っており、当法人も平成28年度より継続して実施しています。

本事業の実施に当たっては、地域の自治体や地域の幼稚園、保育園、児童館、子どもはぐくみ室等との連携のもと、地域のニーズに応じた子育て支援が展開できることを目指しています。

2. 重点報告事項

- ・建物耐震工事のため、9月～2月末の間、山ノ内自治会館に移転しての実施となった。自治会館を利用される他団体との兼ね合いもあり、曜日によっては半日だけの開所となる日もあった。
- ・移転中は3階で実施していた事業などは移転中休止したため、事業を縮小しての実施となった。
- ・「より良い施設づくりのためのアンケート」を実施し、利用者の意見をもとに施設の見直しを行った。

3. 実施事業内容

① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

- 1) 対象一京都市内の地域の子育て親子（主に乳幼児を持つ親とその子）
- 2) 開設日一月、火、木、金、土（休所日 水、日、祝）
- 3) 開設時間一午前10時から午後4時
- 4) 地域の子育て親子の交流を促進するための事業を週3回以上実施
「親子で遊ぼう」年間100回実施

② 子育て等に関する相談、援助の実施

保育士を配置し、気軽に相談できるような雰囲気づくりに心がけ、相談に対しての助言、情報提供をしたり、関係機関の紹介を行う。勉強会の講師として保健師に来ていただき、相談できる場を設けた。相談件数 年間 37件

主な内容

- | | |
|------------------|---------------|
| ・午睡・睡眠について | ・寝室の環境について |
| ・言葉について | ・幼稚園・保育園について |
| ・離乳食・手づかみ食べについて | ・自転車をいやがる |
| ・水分補給・ストロー飲みについて | ・股関節が気になる |
| ・歯について | ・手をつないでくれない |
| ・母乳について | ・育児がしんどい |
| ・向き癖について | ・肌の乾燥について |
| ・トイレトレーニングについて | ・他の子との関わりについて |

③ 地域の子育て関連情報の提供

- ・地域の自治体が行う子育てサロンや地域の幼稚園や保育園、右京子どもはぐくみ室、中京子どもはぐくみ室、児童館、保健センターの広報誌や機関誌などを掲示し、必要に応じて配布する。
- ・地域の自治体に毎月当センターの広報誌を回覧してもらう。

④ 子育て及び子育て支援に関する講習などの実施（月1回以上）

スタッフや外部講師を招き、子育てに関する講習会やベビーマッサージ、子育て中の方がリフレッシュできるイベントの実施。9月から2月はベビーマッサージのみ実施。保健師さんによる育児相談を実施。身体測定は、希望者に随時実施（9月から2月は休止）した。

「勉強会」年間7回実施。「ピラティスでリフレッシュ」年間6回実施。

「ベビーマッサージ」年間12回実施。

⑤ 地域の子育て力を高める取り組みの実施

- ・法人内の実習生を「勉強会」「特別企画」の時に受け入れをした。年間3回実施。
- ・法人内の児童館利用の小学生と子育て親子の交流の機会「大きいお友達とあそぼう」を毎月実施（9月から2月は休止）した。年間6回実施。
- ・父子の遊びと父親同士の交流の機会「おとうさんといっしょ」を毎月実施（9月から2月は休止）した。年間6回実施。
- ・子育て親子の交流として公園遊びを行った。
- ・地域の子育てサロン事業に出向き、ふれあい遊びを提供したり、一緒に見守りを行った。年間10回実施。
- ・毎月のベビーマッサージ後の座談会で「ほっこり子育てひろば」を実施し、親同士が意見交換や情報交換等で交流の場をもった。年間10回実施。

⑥ 出張ひろばの実施

- ・拠点施設以外で親子が集いおもちゃで遊ばせながらお話ししたり、ふれあい遊び等をして過ごせる場所を月2回設け、12時～15時で実施した。年間24回実施。

⑦ スタッフの状況

子育てアドバイザーとして常勤で1名、非常勤で4名を配属。常時2名以上を配置する。（全員保育士資格保有、保育園、幼稚園等での経験を有したもの。）

⑧ 機関誌の発行、ホームページによる情報発信

月1回、月末に機関誌を発行し、地域自治体や幼稚園、保育園、児童館、子どもはぐくみ室等に配布、掲示を依頼する。

ホームページを開設し、「ひだまり・ホット・みやこ」の取り組みや毎月の活動内容について情報発信する。（アドレス <https://www.nogiku.gr.jp/hidamarihot/>）

4. 利用者の状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

令和6年度の利用者総数は子ども、保護者を合わせ延べ3184名だった。移転期間中は少し減少したものの、今まで少し遠くて利用を躊躇されていた方も近くなったことで利用のきっかけとなり、元の拠点に戻った後も継続利用される方もあった。保護者については母親の利用が圧倒的に多いが、父親の利用も「おとうさんといっしょ」を休止していた9月から2月についても利用者がおり、父子だけでの利用も多かった。保護者の「その他」については祖母、児童館職員となっている。

① 令和6年度月別利用者数（延べ）（単位：名）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
母親	125	100	114	132	119	81	146	134	123	107	99	145	1425
父親	13	5	14	11	12	6	10	2	6	7	2	6	94
その他	5	1	2	2	2	0	1	4	1	1	0	1	20
保護者(延べ)	143	106	130	145	133	87	157	140	130	115	101	152	1539
0歳	51	47	55	71	40	39	78	76	62	50	40	64	673
1歳	59	30	45	47	62	40	64	44	55	57	55	69	627
2歳	34	30	33	26	32	11	12	15	6	9	7	17	232
3歳～	8	7	6	11	11	4	10	5	8	3	7	15	95
小学生	3	2	2	6	3	0	0	0	0	0	0	2	18
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子ども(延べ)	155	116	141	161	148	94	164	140	131	119	109	167	1645
利用者総数(延べ)	298	222	271	306	281	181	321	280	261	234	210	319	3184

② 年度別利用者数（延べ）（単位：名）

